

参 考 資 料

第 15 回児童虐待対応における司法関与及び
特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する
検討会（平成 29 年 3 月 28 日）資料 1-2

特別養子縁組の利用促進を図るための 児童福祉の観点からの意見等

1. 個別の論点と本検討会における構成員等の
主なご意見について

2. 特別養子縁組に関する調査結果について

1. 個別の論点と本検討会における構成員等の 主なご意見について

個別の論点と本検討会における構成員等の主なご意見について

個別の論点	
子どもの年齢について	<p>専門委員会報告（提言）（抄）</p> <p>次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">・原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。
	<p>構成員の主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基本的には、全ての未成年者を特別養子縁組の対象とすべきと考えるが、日本では長く普通養子縁組制度が適用されてきた歴史的経過を踏まえ、一定の年齢の子どもには、特別養子縁組か普通養子縁組かを選択できるようにする又は特別養子縁組に係る同意権を付与するといったことも必要と考える。・ ある程度の年齢になると、実親の記憶を消すことはできず、年長の子どもに対しては、特別養子縁組制度はあまり適切でない。要保護児童に家庭環境を与える手段としては、里親が適当と考える。・ 子どもが親を記憶しているかどうかという事と、特別養子縁組を利用できるかどうかというのは別問題と考えております、現行の家族法において、15歳以上は本人の意思による身分行為が原則とされていることを踏まえ、特別養子縁組は15歳未満とすることが適当と考える。・ 特別養子縁組の判断基準として、子どもの福祉の必要性、縁組の必要性を基準とし、年齢で妨げられてしまうことがないようにする必要がある。

- ・ リーガルパーマネンシーがあらゆる年代の子どもにとって必要であるという認識あるいは理念を法律で明確にする必要がある。
- ・ 普通養子縁組を含めて 1 歳以上、幼児以降の縁組というのは、児童相談所に関してはほとんど行われていない、民間機関は児童相談所以上に新生児の割合が多いという現実の中で、幼児以降の子ども達に縁組をどう提供するかということを含めた検討が必要。
- ・ 代表的な限界事例としては、①実親の居所は分かっているが面会交流、意思表示がなく、同意を取れた時には 6 歳を超えていたので普通養子縁組を打診したが、実親との法的関係に養親が不安を感じた、②実親の居所は分かっているが、面会交流がなく、意思表示が得られないまま時間が経過した、③面会交流が途絶えて行方不明状態となり、行方不明状態と認定した段階で 6 歳直前であったため、養親が不安を感じた、④母の同意は得られたが、戸籍上の父の同意を得ることが困難、⑤28 条審判により里親委託し、里親には特別養子縁組の意向はあるが、実親に個人情報を知られることを養親が非常に不安を感じたといったケースがある。
- ・ 年齢が大きくなるほど親子関係の形成は難しく、経験上 10 歳が限界。10 歳で縁組後の親子関係が継続していくだけの信頼性をつくるというのは極めて難しい問題があり、全てが成功するわけではない。
- ・ 年齢の高い養子縁組は、養親側の需要もなく、養育する覚悟ができる養親希望者はほとんどいないと思っているが、まれにそういうことがあった場合に、特別養子縁組ができるよう、そういう意味での年齢制限の突破が自分たち支援者にとっての願い。
- ・ 民法の改正を含めて上限年齢を引き上げることについては、確かにこの法律ができた 1987 年とか 1988 年当時は 6 歳以降であるニーズは高かったかもしれないけれども、今の段階で、現実、特別養子縁組については、ほとんどの相談開始が 1 歳未満というところなので、施設の長期化いかに予防するかということと、今、この年齢の上限を引き上げることによって、逆に申し立てする時期を長期化する、遅滞化させるという可能性もあるということを考えた方がいい。
- ・ 1 歳未満の子どもを何歳の夫婦に委託することが大事かということを考えると、やはり私たち家庭養護促進協会は親子の最大年齢差を 40 歳と従来決めて頑張ってきたけれども、養親の申込者が非常に高齢化している中で、それを

	<p>守り切れず、実際上 45 歳になっているし、民間の団体であれば 50 歳で 0 歳をあっせんしている事例もある。これで考えてもらいたいのは、実子と同じ法的権限を得る子どもが、20 代から場合によっては 30 代の前半ぐらいに、親の介護の問題を考えざるを得ない状況を作っているということ。親子の最大年齢差を幾つにするのか法的に決めることにあまり意味がないと思うが、子どもの幸せのために我々が親を選ぶ場合、養親の申込者が高齢化している中、年長の子どもを引き取ってくれる申込者と偶然出会えば当然特別養子にしてやりたいと思うわけで、年齢制限を突破することで子どもにとって道が開けると思う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ アメリカで里親養子縁組の養子の年齢はどれくらいかというと、6 歳より上の子どもたちが 3 ~ 4 割いる。・ 確かに生みの親との生活記憶や社会的な分別のある子どもについては、生みの親との関係断絶が適当でない場合があり、普通養子縁組が望ましい場合もある一方で、実質的な親子関係（特別養子縁組）が必要な年長な子どもが普通養子縁組となっている場合もある。・ NHK で養親に捨てられる養子たちというアメリカのドキュメンタリーが放映されました。特別養子の年齢撤廃も私も言っておりますけれども、養親になる人の規制を緩くしたら、こういうアメリカと同じような事態が日本でも将来起こるであろうことが予測されるようになります。・ パーマネンシーと言ったときの中身についてもう少し、それ自体を御議論いただくのがよいのかと思います。例えば永続的な養育環境といったときに、18 歳で特別養子がふさわしいといったときに想定している安定的な環境というのは何なのかですか、具体的に議論できるとありがたいです。・ 普通養子縁組と特別養子縁組は質が違うので、特に社会的養護下にある子どもの特別養子縁組ということを考えたら、やはり 18 歳というところを考えないといけないのではないか。もちろん、高年齢児の親子の関係の構築の難しさということは念頭に置きながら、やはり可能性としてはそこまで道を開いておいたほうがいいのではないかと思います。・ 諸外国の養子縁組の年齢要件を見ると、日本の 6 歳未満というのは極端に低い。・ 検討課題になるかと思いますが、年齢を上げるということになると子どもの意思はどうなるんだろうか。例えば 15 歳よりも上げる、またはそれ以下でも、意思能力のある子どもであれば、当然その同意なりを必要とするだろ
--	--

	<p>うという家事事件の手続きのことも考えておかないといけないんじゃないのか。民法で親権喪失の話をしたときに、子どもに申立権を認めることに対するかなり強い反対があり、要は子どもに親を訴えさせる、そういうことをさせてよいのかという疑問が出されたんです。今回の特別養子は、意思能力のある子どもからすれば、自分の親を捨てるというか、自分の親を切るという決定をさせるわけです。単に年齢を上げればいいということではなくて、その意思決定をした子どもも傷つかないようにするための配慮というのをどうしたらいいんだろうかということも、やはり同時に考えておかないといけないのだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ポートランドでは、意思能力のある子どもがいるので、未成年後見人という制度をセカンドチョイスとして持っている。親との法的な関係は残すけれども、監護者は後見人がやっていくということで、そういう子どもの意見を反映させた制度もパーマネンシーの中に入れているという話でした。・当然年齢が高くなればそれは難しいです。思春期の真っただ中の子どもが特別養子縁組になるというのは相当難しい問題じゃないかと思うんですけども、だから特別養子縁組のチャンスを保障はしないという問題ではなくて、だからこそ縁組前後の支援が非常に必要であるという文脈で考えていく必要があると思います。・リーガルパーマネンシーというのは、障害があっても、何歳であっても、実親と養親という2つのペアがあるんじゃなくて、本当にこの養親が排他的に親権を義務も権利も両方持つということで、そのリーガルパーマネンシーを全ての子どもに保障するというふうに民法に書いて、その後にいろいろ起こってくる問題は別に分けて、それをどう支援していくか、どう実現していくかという形にすることに賛成です。・特別養子縁組になるといわゆる相続権も失って、財産権のレベルのことにも影響を与えていくので、ある年齢以上の高年齢の子どもになったとき、子どもの意見というのはその観点からも必要かなと思います。・単純に引き上げるということではなくて、例えば例示として挙げられた8歳未満までに継続的に養育した場合は18歳までというのも考えられるのかなと思います。それから、18歳に引き上げた時に養親の年齢の要件というのはやはり必要になってくる。今みたいにその25歳以上でいいのか、たしかヒアリングの時に15歳の年齢差という話が出たかと思うのですけども、そのあたりが考える材料になるのかなと思います。・養親と養子の年齢差については、何歳以上離れてはいけないという決め方も外国法にはあるわけですが、特別養子
--	---

	<p>縁組制度創設時の議論では、諸外国のように固定したものにしないで、運用といいますか、裁判所で要保護性の要件とか親の適格性を判断する中で自ずと決まってくるのではないかということで、逆に、明確なその年齢や年齢差ということは柔軟性を欠くので望ましくないと否定されたと記憶をしています。</p> <ul style="list-style-type: none">子どもの年齢が高くなった段階での特別養子縁組のニーズはそれほど多くない。そして、特別養子縁組の場合は普通養子縁組の場合よりも相当に厳格な審査をするわけですよね。そうすると、元々レアなところ、更に裁判所がチェックするという時に、裁判所がひょっとしたらおかしなことやるかもしれないからと言って、一定の枠をはめる必要がどれほどあるのかと思います。養親が38歳のときに0歳の赤ちゃんを受け入れたとしたら、50歳になった時、やっと子どもが小学校卒業する。50歳から中学、高校の子どもの思春期に対応しようと思えば、相当なエネルギーを持っていないと体力的に子どもとの闘いに立ち向かえない。また、早い人は幼稚園の年長位からお友達のお母さん達と付き合える体力が違ってくる。親の年齢を決めるのはとても大変なことで、上限を決めるべきか、決めないべきかというのはなんとも言えないけれども、「望ましくは」位の運用をある程度提示してもらえたらしいと思います。年齢については、未成年の子どもを全て対象にするべきだと考えています。原則と例外を設けるということが一つは考えられるのですが、6歳未満で18歳未満を例外とするというようなアイデアとかもあり得るもの、例外としての期間が、例えば6歳と18歳だと12年間も例外の期間が必要なのかというのが、民法の立場からはよくわからないところがありまして、いっそのこと18歳未満ということで統一をすればよいのではないか。長期間施設で措置されている子どもが2万人近くいる中で、永続的な家庭を保障するという意味からすれば、原則年齢を維持して例外年齢を引き上げるというのでは足りず、基本的には、原則年齢・例外年齢を引き上げていくという方向の方がいいかと思います。年齢を上げることによって、結果的に、特別養子縁組の成立が延びてしまうのではないかという懸念は当初からあったと思うのですけれども、パーマネントソリューションという永続的な解決なのか、このまま代替養育でいくのかという判断をするときに、児童相談所側がしっかりパーマネントソリューションに向かって行くような、ガイドライ
--	---

	<p>ンというか、児童相談所運営指針をもっと明確に書くことが重要なのだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢を引き上げることによって、特別養子縁組の申し立て遅滞化するというのは、本当に児相間格差が大きいということですね。やはり養子手当がないというお金の問題だけではないと思います。 ・ いかなる年齢であろうと、どういう状況の子どもであろうと、法的に安定した親子関係を提供する必要性があるのだと思うのですが、そこでの子どもの意向というものは、子ども自身の意向だけでもってというよりは、子どもの意向にかかわらず必ず法的な親子関係を提供しなければならないという考え方もあるわけで、その辺をどう考えたらいいのかなと、ちょっと考えさせられました。 ・ さまざまな事情を考慮したときに、10歳が限界という考え方は十分にあり得ると思っておりまして、年齢要件を上げる場合のやり方として、原則を上げるのか、例外を上げるのか、さまざまあり方があるというふうにたたき台で指摘されていますけれども、法制度として、この特別養子縁組を法に載せるときに、典型例といいますか、あるべき姿を一定の原則として示すことも重要なことではないかと思っていまして、その内容として10歳が完全に適切かというところは議論の余地があるとは思いますけれども、少なくとも例えば15歳の人ができなくなると困るので、原則を上げるというふうに単純に考えるのではなくて、例外としては認め得るとしても、典型例としてはこのあたりだという考え方も必要だと思っています。 ・ 法律というものがあるべき姿を示すのだとすれば、やはり子どもの家庭的な養護を受ける権利として、どのような年齢の子どもにもそういうことを保証したいという理念をここで打ち出すべきで、10歳とかそういう具体的な年齢は、ある程度、手がかりになるような年齢かもしれませんけれども、そこでディスコンティニュアスに区切ることの意味にも疑問があります。実際、ほかの国で年齢要件を低く決めていない国の養子縁組の例を見ますと、ずっと年齢が高い子どもで成立しているケースもたくさんあって、法律としては全てを認めて、実際にそれが難しいとか適切かどうかというのは実際の運用で、確かに10歳以上は少ないという形であらわれてくるとは思うのですけれども、それをあらかじめ入り口のところで認めないというふうに宣言することについては、やはり疑問を感じます。 ・ 子どもの意思の尊重が日本の法制度の中で足りないといいますか、課題がある部分はあると思っていまして、方向としてはそれをもうちょっとどうにかしていくべきであると私は一般的には思っています。
--	---

	<p>ただ、特別養子縁組での子どもの意思といったときに、この制度がまさに実親子関係という身分関係を切断する、他にはない特殊な効果を持っている制度であるということが気になっていまして、親権喪失のところでも子どもに申立権を認めるかどうかがかなり議論になって、そこではやはり究極の場面なのでむしろ認めたほうがよいということを選択されたわけで、それと比べたときにどうかということはありますが、身分関係を切断することについての意思ということになるので、慎重に考えるべきところがあるのでないかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢の引き上げについては、現実にどれが使われるかどうかは別にしても、利用可能性を拡大するという観点で、実際に数は少なくとも、そのニーズがあるということであればいいかなと思います。
関係者の主なご意見	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組の年齢ですが、児童相談所の実務の中では、6歳未満ということでの不具合はそれほどは発生しておりません。年齢について議論するのであれば、未成年の養子縁組について、普通養子縁組も含めて議論する必要があると考えます。未成年養子については自己または配偶者の直系卑属についての養子縁組については、家庭裁判所の許可対象外です。実務上、養親子関係において虐待が起きている事例も見られるなど、未成年の養子縁組について家庭裁判所の許可を求めるなどの検討が必要ではないかと考えます。 ・ 名実とも里親家庭の家族になりたい。単なる姓の変更ではない生活の場の一貫性や永続性、アイデンティティーなど、家族の一員として堂々と自信を持って生きていくことを支えてくれるような心理的な足場を求めていた、そういう子どもでしたが、年齢制限のために、やむなく普通養子縁組という対応をとりました。ただ、今でもこの子どもについては特別養子縁組が適当だったのではないかと考えております。 ・ 家庭分離した直後から全く面会交流がない、親の意思表示がないケースならば、児童相談所としても里親委託や養子縁組への方向転換は比較的行いやすいのですが、預けてしばらく面会交流があった場合や、年に1～2回電話をかけてきたり、突然あらわれて子どもに「また来るからね」と言い残して、また1年くらい面会に来ない。そのうちだんだんと連絡がつかなくなる。こうして時間が過ぎるケースが多くございます。6歳という年齢設定のため、福祉制度の恩恵を全ての子どもが受けられないというのは非常に残念です。 ・ 確かに申し立て時期が長期化する、遅滞化する可能性もありますが、子どもの権利条約第12条に保障された子ど

	<p>もの意見表明権の尊重を具現化する意味でも、年齢制限の撤廃が行われることを期待しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 原則、年齢が6歳までとなっていて、その利益を受けられない子どもがいる。これについては厚生労働省が行った調査で、選択肢として特別養子縁組を検討すべきだが、年齢が障害となった件数が46件となっておりましす、先ほどから普通養子と特別養子の違いも指摘されておりますので、全ての子どもに特別養子の利益が与えられることが望ましいのではないかと思っております。・ 1つの目安として、本人の意思で普通養子縁組ができるという15歳というところに年齢を上げるのが、一番合意が得られやすいのではないか。ただ、非常に厳しい虐待の環境ですか、特殊な事情がある場合には、15歳という年齢に特例を設けてもいいのではないかと思います。・ 子どもの意見表明権という観点から見ますと、20歳になったときに、特別養子縁組をしたのだけれども、本当にいいのかという、もう一度どこかで本人の意思確認などをするというステップも、一方では必要なのではないかと思います。・ 養子と養親との年齢差については、25歳が養親の最低年齢ですので、そういう中で養子の年齢を15歳に引き上げるということになりますと、10歳しか違わないといったことが起こらないとも言えませんので、「15歳以上の年齢差」としてはどうかと思います。・ 2歳4ヶ月で委託された子どもと一緒にやっていくのはすごく大変なことで、不調を訴えた時期もありました。だけどやはり同じ里親仲間の先輩やその関係者の方達に、そこでしか話せない話をいっぱい聞いてもらって、いっぱい励ましてもらって、勇気をもらって、もう一度何とか頑張ろうと自分達を奮い立たせました。それが里親サロンです。・ 厚労省の調査によると、「児童の年齢の為、希望する養親候補者がおらず、特別養子縁組を断念した」数は、児童相談所、民間共に0件である。受託可能な子どもの年齢制限を広げる事で、より多くの子ども達に養子縁組という選択肢を与える事が可能になると考えられる。
--	---

審判の申立権について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。

- ・現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手続に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続（実親との法的親子関係を解消させる手続）と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続（養親との法的親子関係を生じさせる手続）に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与るべきである。

構成員の主なご意見

- ・特に実親から同意をとる手続に改善が必要な点が多い。
- ・特別養子縁組の申し立てから実親の同意をとるまでを児童相談所が主体的に担い、成立の段階は養親側が行うという2段階にしてはどうかという点については、手続法の有識者の方々のご意見を踏まえながら検討が必要。
- ・虐待の有無に限らずに特別養子縁組を必要とする子どもにその機会を提供すると考えると、縁組成立後の子どもの安全確保のため、養親の個人情報が実親に知られないようにする必要があり、この点から、児童相談所長に申し立て権を付与する必要がある。
- ・養子縁組の手續を2段階に分けるという提案については、慎重に考えたい。
- ・ドラマではないけれども、実際に実親が奪い返しに来るという事態が生じた場合に、子どものダメージ、また、養親のダメージははかりしれないもので、このような同意が不確定なケース、虐待ケースに対して養子縁組への移行は到底できない。

- ・二重の親子関係の中でどっちつかずになっている子どもが一定数いる。そういう子どもに対して、何とか特別養子縁組に持っていくだけれども、基本同意が必須なので、養親に申し立てる責任を負わせるというのは酷ではないか。ここは公的な自治体の責任ではないかと思う。
- ・養親が申し立てることに対する負担とか、引き裂かれるような事態を避けるために、イギリスではプレースメントオーダーという制度があって、その中で行政が申し立てる制度がある。
- ・それこそ児童相談所から、この子にとって特別養子が必要であるという意味での申し立てを児童相談所からしてもらえるのであれば、やむなく普通養子にしたようなケースが少し救われるのではないか。
- ・手続きを2段階にしようというのは、実親と養親になる人の間でトラブルが起きないよう、お互いの間に距離を置くということがその趣旨ではないかと思うのですけれども、だとしたら、それは現行の制度で児童相談所長に申立権を付与することでは実現できないのか。
- ・審判書の書き方については、家事審判が抗告されるときのために、ある程度の事実関係を書かないと抗告審の判断に困るというような法的な説明もあれば、そういうものがなくても抗告審の判断は十分できるという見方もある。
- ・手続きを2段構えにすると、養子縁組の適格性の審判が終わった時点で養子縁組対象児童になるので、養親の心理的負担は軽減される。その一方で審判が終わるまで時間がかかり、子どもが試験養育期間に移るのもその分、遅くなるのではないかと思う。
- ・特別養子縁組成立の審判が出た後にまで、即時抗告という形で実の親に同意を翻せる権利を与えていたことが、子どもを守ることになるのかと、この審判の出し方はおかしいのではないかと思うのです。また、場合によっては実の親がその同意をすることに対して、金銭の要求をするようなケースが全くないわけではないので、まず特別養子への同意を先にとておいていただいた上で、養親側から親子関係成立の申し立てをするという2段階方式のほうが、この福祉の観点から、私たちにとっては納得ができるのです。
- ・民法の方で、特別養子縁組の審判手続きを2つに分けた方がいいという考え方は確かにありますけれども、その目的というのは第1段階で養子縁組に適格な子どもをまず確定するということであって、誰が申立権を持つかという話とか、養親の申立人に対して実方からいろいろと害が及ぶとか、そういうことについてあまり議論の中

	<p>には出てきません。この2段階論はフランスの国家被後見子のような発想だと思うのですが、この問題点は、国家被後見子のように国がその子の身分や権利義務の全て責任を持つというような状態がなければ、一時的にしろ、親がない子になるのではないかということだと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 養親が困っている点は2つあります。まず実親が子どもを出しますよと言ってくれればいいけれども、そうじゃない場合に養親が申し立てなければいけないというハードルがあるということと、せっかく養育里親等の枠組みで子どもを育てていて特別養子縁組をしましようという手続に入ったのに、最初はいいですよと言っていた実親が、嫌ですよと言われたときに話がまた戻ってしまうということ。この2つのハードルに対してそれぞれ回答しようとすると、最初の部分は児童相談所長が申し立てるようにしたらいでしょということと、2つ目の課題をクリアにするためには2段階にしたらどうですかという議論だと私は理解しています。・ 2段階にするのがいいのかどうかというのは、成立要件をどういうふうに設定するかということとも関係してくるので、結構複雑な問題だと思います。・ 2段階の手続に分ける必要性というのは、調査にもありましたように、実親が行方不明とか、いつ出てくるかわからないとか、または同意していないとか、そういう曖昧な状況に置かれている子どもを養親候補者が養育していく負担という問題と、もう一つは、同意はしているけれども、本当に最後まで同意が続くかどうかという不安感。要は、同意がある、同意がない、同意未確認、これは全部同じレベルにあって、ある段階でもうこの子どもは特別養子縁組候補児だという裁判所の判断があれば、あとは養親が安心して養育できるようになるということだと思います。・ 民法の今の考え方ですけれども、本来は実親が子どもを育てるべきだろうというのが原則だという認識の上で、特別養子縁組という形で実親子関係、親子関係すらなくしてしまうという重大な効果を与えるためには、まずは養親の請求を要件として、それできちんと縁組意思を確認していくとともに、後に撤回される同意の場合ですけれども、それはやはり実親が育てたいというのであればそれが望ましいということがもともとの考え方にあるんだと思います。・ 実親から危害を加えられたり、育ててもらえない子どもに対して、新たな実親を与えましょうという枠組みの話をしているわけだから、実親が育てるのがいいというのは実親がまともになるんだったらそのほうがいいかもしれないけれども、そうじゃないからこの議論がなされているんだと思います。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎構成員の冊子でも、やはり子どもは生みの親に育ててほしかったという欲求を持っており、そのあたりの判断を、どれぐらいのスパンでどう考えるかというのは、やはり社会的養護の子どもだから、全て即、第三者に育てられることが幸せでもない。そもそも言い切れない。そこに、やはり難しさがあるのかなと思うんですね。ただ、申し立てから成立まで、トータル2年半ぐらいかかると、そこまで考える必要があるのかなとも思います。 ・ パーマネンシーを保障するという考え方を取り入れている国では、同意の撤回に一定の期間を設けている。やはり日本のように成立まで認めるというのは、あまりにも長過ぎる。かといって、それを短絡的に切るということも問題。でも、今の成立まで認められるという撤回の中で、子どものパーマネンシーがきちんと保障されていない。 ・ 養子縁組はオーストリア法の契約構成であっても、ドイツ法の国家宣言型であっても、身分変動を伴うものだと思うんですけども、身分関係を創設する法律行為ですから、当事者の意思なくして成立することはあり得ない。これが、申立権や同意権が一身専属権、つまり生みの親の同意とか、養親当事者にしかその申し立てが認められていない理由だと思います。 ・ 親から子どもをある意味でやはり奪うわけですから、例えば施設に預けた親は何をすれば親であり続けられるのかというところが全く議論されていないんです。お母さんはあなたのことを心配しているよということが、常に子どもに伝わるような親子関係を支援する働きが養護施設や児童相談所の中にはないと、その子どもから親を奪うことは我々もできないと思っているんです。 ・ 何をすれば親として認められるのかという前提として、やはり児童相談所がどれだけ支援したかとか、要するにどれだけの在宅ケアを充実させたかとか、それをあくまでも一定のスパンの中できちんとやったという証左があってこそ成り立つものだと思うんです。今の日本の状況で親になりなさいと言うと、自己努力だけということになる危険性もあるのではないかと思います。 ・ 児童相談所が申し立てる際に、児童相談所は何の努力もしていませんでしたという、そんな恥ずかしい申し立てはあり得ないので、第1段階の実親の適格性の判断において、児童相談所の合理的な努力を要件に組み入れることは当然だと思います。 ・ 今の養子縁組の申し立ては養親に委ねられている。その結果、林先生の研究にあるように、とても長い時間、試験
--	--

	<p>養育期間に入らない養子縁組里親もいらっしゃれば、結局6歳すれすれになってしまうという場合もあって、本来、養親候補者は速やかに試験養育期間に入り、そこから裁判手続に入していくということも担保されるような仕組みがなければ、非常に不安定な状態に子どもが置かれるのが長くなってしまうという弊害も生じてくるかと思いますので、そこも養子縁組の申し立てが完全に養親任せにならないような仕組みもどこかに必要かと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同意が不安定なことが問題なわけですから、同意書を曖昧なものではなくて、公正証書なりでということを考えていたんですけども、2分割にするということに対しては弊害の可能性もあると指摘されているので、それ以外の方法で問題点がクリアできるんだったら、それを先に考えたらどうでしょうか。 ・ 私たちがあっせんをする場合、親が養子に出してほしいという依頼のケースについては、そこで同意書をとります。でも、その同意書に法的効力がないわけです。その同意について、裁判所にこの親はこの子どもを養子に出すというふうに申し立てておりますということを担保して認めてもらえば、その後の撤回はそこに何カ月間、例えば3カ月間の撤回期間を認めるとか、あるいはその審判に対する即時抗告を認めることは結構かと思います。 ・ 2段階というときに、申し立てとしては1個の手続の中で判断する段階を2段階に分ける話なのか、もともと違う2つの手続の1段階目で適格性の判断をしてしまって、この子は特別養子縁組相当ですよということになってから、今度養親を探して、それで新たに次の手続に入るという一番極端な2段階説があるのですけれども、私自身は少なくとも日本の現状と、この社会的養護下にいる子どもの支援を拡充するというか、リーガルパーマネンシーを保障していくという観点で言うと、今のニーズと現状からすると、完全な2段階説というのは適切ではないかなと思っているのです。 ・ リーガルパーマネンシーの保障という観点から言うと、親権喪失の宣告の申立てをするとかいう延長線上の中に、この特別養子縁組という選択肢も出てくることになるので、やはり児童相談所に申立権が必要になってくる。 ・ 民法の研究者として、民法上の制度である身分関係の形成を児童相談所が発動していくことにはどうしても腑に落ちないところがあります。身分関係の形成については、本人の意思に基づいて動かすというのが司法の原則ですので、申立権といいますか、養子縁組をしたいという意思そのものは養親となる者がするという現行法の形は維持すべきだろうと思うのです。フランスにしろドイツにしろ、養子縁組の請求というのは当事者が行う。民法上は「請求により」
--	---

	<p>となっているように、親子関係を作りたいという意思の発現が基礎となり、裁判所がそれを認めるからこそ身分関係が新しく生まれ、その効果として旧来のものが消えるという形のものを法が認めたということだと思いますので、申立権はあくまで当事者である養親となる者ということになるのではないかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私はこの検討会では15歳未満という提案をしましたが、15歳以上の場合は本人の意思をより尊重するとすれば、養親となる者の請求で、子どもは単に同意をとることではなくて、子どもと養親となる者の合同的な請求になるのではないかと思います。ただ、そこまでいくとかなり現行法を大きく変えることになるので、現行法に対して若干修正してほしい、民法の考え方を少しでもしてほしいということであれば、実現可能性があるのは15歳未満ではないかと思います。 ・ 親子関係を作るためにすごく壮絶な戦いを必要とします。里親さんとの間の関係が安定していれば、そちらから実親側に寝返ることはとても難しい。実親に相当な時間をかけるという覚悟がなければ、とても子どもは帰せないです。 ・ 日本法は、縁組の成立と実親子関係断絶の手続きを一つの決定で行っている。このため、抗告権を保障するという観点から、縁組成立の裁判所の決定から抗告期間満了時までは、同意を翻すことができ、そのときまでに成立した親子関係が水泡に帰してしまうという問題点をもつ。ただし、この点について、立法者意思は、手続きを2分化すると、本来裁判所が判断する特別養子縁組の成立判断が、実質的に成立審判前に決まってしまうということから、手続きの2分化を採用しなかった。 ・ 手続きを二分化しているドイツでは、公証人制度というもの、それから公正証書というものに基づいてとった実親の同意は、それ以降、撤回が不可能となります。注意すべきは、いわば当事者的な立場にある福祉機関ではなく、第三者機関たる公証人が同意を確認することです。 ・ それでは、少年局は一体何をするのかというと、援助計画をきちんと提示する必要性があります。縁組を回避するためにどういうことをやったのかということを含めて文書化することです。 ・ 当事者の意思が民法で大事だということであれば、申立権はたしかに当事者だとした上で、しかし、当事者の申し立てを児童相談所がサポートし、そしてそれを家事審判手続きの中に組み込むということ。具体的には、家事事件手
--	--

	<p>統法の 164 条に例えば児童相談所の必要的陳述調書とかを入れるのはどうかと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組制度の創設時も、児童相談所があっせんするということを前提に途中まで作られていて、最終段階で、行政機関としての児童相談所の制度的な整備がまだ不十分だったということもあると思いますし、行政機関が整えたものを裁判所がただ OK するだけというのは司法の役割として問題があるということで、あっせんの前置主義は外されたのだと思います。だからそれが 20 数年経って、民法を触らず、特別養子に関わる支援、援助ということを児童福祉法の中に置くことが可能な体制になっているかどうかという、その見極めが問題なのかなと思います。 ・ 実親の同意を撤回不能にする仕組みというのはあって然るべきだと思うのですけれども、その前提として、その同意をとるときに相当厳格な手続きを踏むということが必要ではないかというふうに思います。イギリスでは、同意すると何が法的に起こるかということをきちんと説明して、サインをする時に署名をするのを、カフカスという組織のオフィサーがちゃんと見るということをやっている。そのままでないにしても、そういう厳格なことをやる必要があると思います。それによって、なかなか同意が得られないケースも増えるかもしれませんけれども、それは特別養子というものがそういう重大な効果を伴う以上は、関知して然るべきではないかというふうに思っています。 ・ 養親候補者の安心のために、裁判所の許可を得た上で託置するという仕組みは、それはそれで大変よくわかるのですが、結局司法関与のときと同じ問題は、リソースとして児童相談所の手がそこまで十分に回るのかということです。方向性自体は賛成ですけれども、現実問題というのは相当考える必要があって、実際にはなかなか同意が得られている事例をベースにしながら、必ずしも同意が得られないという事例までだんだん広げていくというのが現実的ではなかろうかと思います。その点では、同意をきちんととるということをまず重視すべきではないかと個人的には思っております。 ・ 代替養育環境に長期間いる子どもたちの措置解除後の状況は、例えば生活保護率が同年齢層の人口の 18 倍から 19 倍であるなど、生活困難を多く抱えています。また、施設を出た後に頼れる親や家族がない中で、十分な養育ができず、産んだ子どもを保護する事例が児童相談所や市区町村の現場では頻繁に発生しています。こういった措置解除後の生活困難の背景には、措置解除後のアフターケア体制の問題と並んで、子ども時代に永続的な解決策を示すことをしてこなかった、またはできなかった我が国の児童福祉のあり方に大きな問題があります。改正児童福祉法に書か
--	--

	<p>れているように、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、児童の自立が図られることを保障するのであれば、実親のもとに復帰できない子どもを18歳まで措置するのではなく、永続的解決、つまり、特別養子縁組の機会を子どもの年齢、親の同意の有無に関係なく、必要とする子どもに保障することが、本検討会のそもそもの出発点であったことを再確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護である特別養子縁組の手続の申し立てを養親となる方に負担させ、6ヶ月以上もの試験養育機関が終了した段階でも、実親の同意撤回などの事情で、子どもとの関係を破壊される不安定さがあり、また、さまざまな実親がいる中で、養親となる方の情報は実親に漫然と開示されるなど、現行制度における養親となる方の負担は非常に大きい。このような過大な負担があると、養親になろうという方を確保するのは難しく、結果的に特別養子縁組制度の利用が抑制され、子どもに永続的な家庭が保障されないことになり、子どもの利益を害されることになる。 ・ 特別養子縁組については、国と行政による手続遂行が求められる一方で、身分関係の創設、消滅には当事者の申し立てによらなければならないという指摘があります。特別養子縁組が子どものための制度であることを前提として、子どもの利益を図り、これら2つの命題を調整するためには、特別養子縁組の手続を2分化すべきだと考えます。特別養子縁組の手続の2分化は、代替的養護下にいる子どもに永続的解決の機会を公的に保障する重要な制度であり、2分化なくして養親に負担をかけ続けている今までどおりの制度では、公的な保障とは言えないと思います。 ・ 同意はどういう形で誰がどの段階でとるかということ、ドイツにてもフランスにても、先ほどのイギリスのカフカスの例にしても、公証人等の一定の法律的知識や法律的助言を与えられる人がサポートしながら、どういう効果が発生するかということを明確に当事者に意識させた上で、父母の同意をとるというのが一般的なやり方です。日本法はその点が非常に曖昧であるので、方式としては公正証書によることを提案します。 ・ 私としては、手続を2つに分けるということではなくて、一つの手続の中できちんと同意をとった上で、同意が撤回できない時期を民法で定めるというやり方とか、支援の仕方については児童福祉法で定めるということにしてはどうかという提案をします。 ・ 少なくとも民法第817条の6の但し書きの部分に限っては、児童相談所が関わらないと制度が動きませんから、家事事件手続法第164条第3項に、民法第817条の6の但し書きの場合は実親の期日における審問が求められています
--	--

	<p>ので、できればそこに児童相談所の立ち会いを組み込むことぐらいはできるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 養親候補者のみが申し立てるとき、児童相談所のサポートが必要だということはわかるのですが、申立権者とすると、他の様々な審判とのバランスで、この場合だけ認めることができると許されるかどうかということは、やや慎重にならなければならないのかと思います。・ 児童相談所を申立権者に加える場合は、2段階にした上で1段階であれば意味があるかと思います。・ 裁判所では、調査官が包括的に要件を調査するので、その中で実親の状況や意思も調査されると思いますし、場合によっては児童相談所に調査嘱託をするという形でやっていると思いますので、養親になろうとする人自身が事情を知っているとか、調べないといけないということではないと思います。・ 今、実親の撤回だけ考えていますけれども、申立人側の撤回があったとき、子どもが完全に浮きます。そこも考えておかないといけない。たぶんイギリスでは、裁判所がその辺をどこまで預かるかという議論となり、児童相談所とか、実親というのは、既成の子どもの利害の当事者なので、客観的に審判できる立場とは違うという発想になったのだと思うのです。・ 特別養子縁組という、親と関係を切って新しい親をつくるという制度である以上は、そこに養親候補者があって、養親の意思があって、初めて手続として動いていくべきではないかと思うので、完全に純粋に2段階に分けて、先に特別養子適格性を決めてから、養親を決めていくというのはちょっと違うのではないか。だから、私としては、申立権については児童相談所を加え、親の同意については撤回できないという期限をどこかの段階で設けるというのが一番自然なのかなと思っています。・ あまり2段階と厳密にやるのではなく、特別養子になる子と養親になる親の手続きを同時並行で進めていくという発想もあっていいのではないかと思います。・ 同意がない場合、養親候補者が申し立てを躊躇することもありますけれども、児童相談所の実務では、そもそも同意がない、非常に不安定な子どもについて、しかも個人情報が開示されるような状況で、あえて引き受けようという養子縁組里親を見つけること自体が非常に難しいというのが現状だと思います。・ 児童相談所に申立権を認めると、とりあえず同意撤回ができない状態にしたいということで、第1段階の手続を申
--	--

	<p>し立てるということは容易に予想されます。1段階は終わったとして、ちゃんと養親候補者が見つかるかどうかというのも担保しないと、宙ぶらりんの状態が生じてきてしまうので、2段階の手続だとか、児童相談所の申立権とか、そういう話をする前提として、養親候補者の確保というようなことを前向きに検討していかないと、想像で考えているような懸念が現実化するのではないかという気がしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省が行った特別養子縁組に関する調査は、特別養子縁組が成立したり、それを検討したことが前提となっておりますが、残念ながら、全国の児童相談所では、この特別養子縁組に関して、積極的であるところ、ないところ、かなり差異があることを踏まえますと、必ずしもこの数字にあらわれたものだけではない、客観的には特別養子縁組が必要かつ相当な子どももかなりいるのではないかと思います。 ・ 養親候補者の負担になっているのは同意の撤回だけではありません。例えば試験養育期間が終了しても養親側の問題でないところで特別養子縁組の要件が認められないとして、養親候補者の養育環境から子どもが引き離されたり、実親に養親候補者の情報が漫然と開示されたり、子どもと実親との法的関係を解消するための手続を養親候補者が担わせられたりするということも養親候補者の大きな負担となっています。 ・ 同意の要件を公正証書によることに限定すると、特別養子縁組の抑制になることが考えられます。 ・ たしかに、公正証書を使えばそれがハードルになるという点はあるのですが、それでも同意撤回ができなくなるという時期をつくり出すという意味では促進の効果にもなります。単なる文書ではなくて公正証書という、法律家がきちんと説明して、同意すればどうなるかということをきちんと理解していただいた上で同意してもらうという、そこまでやるのであれば、同意を撤回できなくなる時期というものを設けてもいいのではないかという趣旨です。 ・ 実親の同意撤回を制限することに対して、もともと実親が育てるということが第一であるということとの問題は残るという御指摘については、公正証書を推進している側としてもなるほどと思うのですが、これはやはり、同意をするときに、自分は育てることを別の人へ託すということを十分に納得した上での同意を公正証書という形でとるということで、第一義的には実親が養育することとの調整といいますか、調和をとることができるのでないかと考えています。 ・ 必ずしも手続二分論ではなくても、申立権者に児童相談所を加え、同意の手続は裁判手続に絡ませて慎重にとり、
--	--

	<p>一定期間経過後は同意の撤回はできなくなるという制度はあり得るのではないかと感じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組の審判というものは行政的裁判と表現される家事審判において、家事審判官が主体的に公権的な立場から決定するものですから、これは民法の頭ではなくて、公法、行政法的に考えないといけない話だと思うのです。そう考えると、民法の身分行為の話を持ってくる理由はないし、話がずれているということになるので、私の理解では、これは特別養子縁組の手続に児童相談所が関与することを否定する法的な根拠は日本法のどこにも存在しないと思います。 たしかにおっしゃるとおり、特別養子は契約型ではなくて国家宣言型、裁判所の官庁宣告型であるというふうに私たち民法学者も紹介していますが、あくまでこれは司法制度の範囲であって、従来の当事者が契約をした養子縁組に裁判所が許可をするというタイプから、裁判そのものによって成立するという意味に変わったということで官庁宣告型という言い方をしているわけです。あくまでも司法である養子縁組制度の中の成立の場面だけが届け出という方式から変わったということだけあって、それが行政行為とか公法行為というふうに言われてしまうと、にわかには賛成しがたいということです。 身分関係の形成に関与できるのかどうかという議論とは別の話として、社会的養護の子どもたちに対するリーガルパーマネンシーの保障という観点から、いわゆる親権喪失や28条の流れの一環として今回の特別養子縁組制度を考えるという議論になっていますので、その観点からも、基本的には当事者とともに児童相談所が申し立てを行うのだという考え方は、一つは出てくるかなと思います。
関係者の主なご意見	
	<ul style="list-style-type: none"> 特別養子縁組を進めていく上で、実父母の同意は課題の一つでございます。特別養子縁組は、実親との法律上の親子関係を断絶してしまうものであり、子どもの出生後、実親が気持ちを整理するための時間を設ける必要があります。 実親に里親、養親の個人情報を知られるのではないかという不安の声は、比較的多く聞かれるのは事実です。審判書に本籍地や現住所等さまざまな養親の個人情報が記載され、全てが開示されるためですが、特に持ち家に居住している里親等は、親が突然あらわれるのではないかとか、そうした事例は大分ではこれまでなかったでしょうかというような問い合わせを、里親の募集説明会のころからよく問い合わせを受けています。

- ・ 民法の817条の6のただし書きの解釈が厳しいという点と、日本では実親の親子関係の終了と養子縁組の成立が1つの裁判であることが大きな問題となっており、その結果、児童相談所が特別養子を認められる自信を持てず、里親への委託が進まない。養親が個人情報を知られることなどを不安に思う。養親の申し立て時に実親の同意が不明、一方の同意が確認できないなどで断念することがある。といった問題が起こっています。
- ・ 実親が特別養子縁組の審判の確定まで養子縁組への同意を撤回できるため、既に養親と子に愛着関係ができている場合に子に不利益をなすケースがあり得るという点については、児童相談所と民間団体が養子縁組あっせんに当たつて得る実父母の養子縁組の同意を法律上、有効なものとして、ただし、そのかわり同意撤回の期限を設けるのが諸外国と同じような形になるのではないかと考えております。
- ・ 養子縁組を希望する里親ということで認定を受けた里親が、養子縁組を前提とした子どもがいるということで面会が始まり、この子を引き受けようかどうか真剣に悩む中で、なぜ実親との縁を切ることまで申し立てをせねばならないのか。自分が子どもにとって養育者として適切かどうかの判断だけをしてもらいたいというのが、里親の率直な意見だと思っております。
- ・ 実親が育てられる環境にないのに、「やっぱり養子に出すのは嫌だ」という実親の意思だけで、養親候補者から施設に子どもを戻すということは有り得ない話だと思います。それに何が不安かというと、いつの時点で養子縁組が成立するかわからない、ひょっとしたらずっと縁組が成立しないかもしれないという不安定な状況が心理的にとても大きなダメージになります。なので、私達も養親になると決めて、親になると決めた時にある程度の覚悟と決断をしたのですから、実親もどこかの時点で里親に託す、この子が幸せになるために良い環境で育ててもらいたい、というような決断をする時期があっても良いのではないかと思います。
- ・ 養子縁組の成立までの期間が長引くと困ることは、戸籍上の苗字が違いますので、病院の受付などで私と違う苗字で子どもが呼ばれる。そのことをみんなに説明しなければいけないということが長い期間続きますし、よそから見るとあそこの人には養子なんだなということがすぐにわかつてしまうので、そういうことも防げる制度があるといいと思います。
- ・ 実親が心変わりをしたので、この子を一旦引き上げて、また別の人を紹介しましょうか、という話を児童相談所の

	所長さんが来てお話しくださいました。周りの人はみんな、この子は私が生んだと思っています。それなのに、突然また違う子どもが来たというと、公表していなくても、あの人は養子をもらったんだとわかつてしまうので、赤ちゃん縁組をした意味もなくなってしまいます。
--	--

成立要件について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。

- ・民法第817条の7は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としている。しかし、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的に機能しておらず、子どもの永続的な家庭の保障という観点からはほど遠いとの指摘がある。そこで、特別養子縁組が子どもの永続的な家庭を保障するという観点から現実に機能するように、前記要件を緩和するなど子どもの永続的家庭保障を重視した内容に見直すべきである。

構成員の主なご意見

- ・親の同意の確認が難しい場合には、民法第817条の6の但書を積極的に適用すべき。
(参考) 民法第817条の6
特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。
- ・特別養子縁組に際して父母の同意が課題になるという点について、例えば親権喪失の申し立てがどの程度認められるのかといった司法関与も関連性がある。(親権喪失を申し立てて認められるようなケースであれば、実際には民法第817条の6但書が適用され、父母の同意は課題として残らない場合もあるのではないか。)
- ・現行の縁組の手続として、多くの児童相談所は、原則的には出産前に実親の同意をとるということはしないが、愛知方式など、いくつかの先駆的自治体では、出生前からある程度養親候補者の目星をつけて委託する場合もある。
- ・絶対に出産前に同意をとらないことにしている。実親が本当に育てられないと答えを出すまで、同意をとる瞬間を自分たちが納得することができるまで、極めて慎重に時間をかけて辛抱強く待たなければいけない。

子どもの出自を 知る権利につい て

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。

- ・自らの出自を知ることは、人が成長していく上で重要な過程であり、権利性も認められる（児童の権利に関する条約第7条第1項）。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは、子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようするために、行政機関が保有する記録の保管のあり方、保存期間、子どもが当該記録にアクセスする仕組みを明確にするべきである。

構成員の主なご意見

- ・個人情報保護や、記録の保存年限が設定されていることにより、養子縁組により養子となった者の出自を知る権利が脅かされており、子どもの出自を知る権利の保障が必要。
- ・養子となった子に対し、実親の事情から養親にその養育が委託されたことを確実に知らせる必要がある。養子となった子は実親をトレースできる権利を保障されるべき。養子となった子は養親、実親とは別にプライバシーが守られた上で、相談支援を受けられるサービスの提供が必要。
- ・実親は裁判所等の組織を通じて実子の養育・生育をトレースできる権利が保障される必要がある。
- ・養親と養子は実親のトレースを知らされたうえで、具体的な対応、接触をどうするか、文通などの交流は許容するのかといった選択権を与えられることが望ましい。子どもの最善の利益の観点からの制度整備が必要であり、アドボケーター等の支援設定が必要。
- ・養子への真実告知、実親からのトレースへの対応等では、養親に特段の集中的支援を受ける権利が保障されることが必要。
- ・特別養子縁組がされた場合の戸籍の取扱いについて、窓口では、あなたとお母さんとの関係が終了したので、お母

	<p>さんはあなたにとって今は赤の他人であり、赤の他人の個人情報についてあなたに出すわけにはいかないと言われました。お母さんが再婚していたり、あるいは転籍をしていたりすると、そこからはだめだと言われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所や民間あっせん機関における記録のみならず、その他の情報源、例えば裁判所の審判書、家裁調査官の調査資料、戸籍等へのアクセスに関する実態把握とその改善に向けた検討が必要であり、その上での課題の明確化が必要。 ・ 予期されぬ妊娠で未婚母に生まれた子どもがゼロ日で虐待死という例もあって、そのようにならないための養子縁組も考えたほうがよくて、そのような場合に、実母のプライバシーをどう確保するかいとう問題も一緒に考えた方がいいのではないかと思います。 ・ ドイツの場合は、出産するときに自分の実名を明かしたデータを封印したものを提出して、それをケルンにある連邦の司法庁で一括管理をいたします。そこに自分の生みの母のデータを知りたいということを、子どもは16歳になると要求することができます。ただし、その1年前に、まだ知られたくないということを母親は申し立てることができます。その両者の調整を家庭裁判所がすることになっています。このような図式が参考になるのではないかと思います。 ・ 知る権利を認めることは当然だと思っていますが、子どもによって会いたいとか、知りたいということに非常に個人差があります。こちらが持っている記録を全部開示することがその子にとっていいかどうかというのは、こちら側が判断することではなく、知りたいことを知りたい程度に調べるためにには、本人が動いて調べることだと思うのです。知りたいという気持ちが実親から拒否されたときでも、いらだつのではなく、自分をコントロールできるだけの成熟度がなければ、親を探すということが子どもにとって幸せな結果にはならないと思います。 ・ 情報に対する関わり方について、議論がごちゃまぜになっていると思いますので、情報の収集、収集した情報の管理、管理されている情報の解析という、情報法の基本的な枠組みにしたがって、区別して議論すべきだと思います。 ・ 戸籍記載情報に限定すれば、子の出自を知る権利と、実親のプライバシーとの利益衡量は、意見が分かれるかもしれませんけれども、私は子どもの出自を知る権利の方が優先するだろうと考えています。 ・ 出自を知る前に、自分が特別養子であるということを知らされる権利が子どもにはあり、特別養子の里親が子ども
--	---

	<p>に何らかの告知をしなければならないと思うのです。それについてどう考えるのかというのがまずないと、出自を請求することも子どもにはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人には、実親の戸籍情報を辿れる部分があるが、転籍などをして追跡できないという事実があるので、そこを何とかしてほしいという議論は常にある。ただ、なぜ自分が特別養子という立場になったのか、親はどういう気持ちで特別養子縁組に同意したのかとか、そういうことを含めて知りたいというところをどう保障するかを議論する必要がある。 ・ 現状では、審判書の中にあまり詳しいことは書いておらず、具体的に調査官が調査した調書がある程度詳しい事情を記録していると思うのですが、きちんと永年保存されているわけではないので、子どもが成年になってから、審判書から辿りたいと思っても、それは今のところ保障されていない。ですので、そこを法的に記録の保存期間を整備するとか、誰が窓口になって管理するかとか、そういうことを議論することが必要だと思います。 ・ 「真実」と「事実」を私は使い分けていまして、真実というのは親がその子どもをどれほど愛して引き取って育てきたかということを、その子どもに知らせる行為で、その関係さえしっかりあれば、子どもの成長に応じて必要な事実を子どもに話していくことができると思っています。 ・ どうしても話したくない親はいますが、子どもはかなり自分の生い立ちを推測する力があって、どうも親はちゃんと話してはくれないけれども、自分は養子ではないかと思った子どもが最初に行くのが審判書の閲覧です。この保存期間が30年です。たしか戸籍の保存期間が70年から急に130年に引き延ばされたと思いますので、130年ぐらいとつておかないといけないかもしれません。 ・ 調査官の調書の保存期間は5年なのですが、5年はあまりにも短すぎるのではないかと思います。 ・ 児童相談所は永年保存という言い方で今やられています。永年というのは50年かもしれないし、70年かもしれないし、中には30年を永年と思っているかもしれないで、これも数字をしっかり言ったほうがいいのであれば、恐らく100年ぐらいは保存しないといけないかもしれません。 ・ 民間団体はいつまで活動が継続できるかわからない。活動を停止したとき、この記録をどこに託せるかということが整備されなければいけないので、そのために日本に1カ所、養子縁組に関わる記録を保存できる機関があってもい
--	--

	<p>いかなと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の管理というのはそんなにめちゃくちゃになるはずはないので、問題は民間あっせん機関が事業を廃止した場合の記録をどうするのかということです。そういう意味では、特定の機関が全国児童相談所も民間も全部を管理するというわけではなくて、民間あっせん機関が廃止したときに、その記録をどこか全国的な一つの機関がしっかり把握していくという仕組みが重要なのかなと思います。 ・ きめ細かな事実、真実を伝えていくということは、十分な経験と専門性が必要なので、児童相談所や民間あっせん機関を対象に十分な研修を行う全国的なナショナルセンターみたいな機関が、今後特別養子縁組の利用が促進されて、年長の子どもも増えることも考え合わせると、必須ではないかと思います。 ・ 情報の収集と管理と開示請求と前回言いましたが、開示は後日の話として、収集と管理に関する限りでは早急に対策を練らないといけないと思っています。 ・ 韓国の入養特例法は民法の制度ではなく、民法には日本の普通養子に当たるものと特別養子に当たるものがあり、それとは別な形で入養特例法の中に、要保護児童のためだけの特殊な子どもの認定と手續と記録の保存という制度があります。ですので、おそらく社会的養護の子どもについて特別養子の特殊版を作りたいという発想は、この韓国の入養特例法のようなものを、こういう機関も含めて、日本は設けるべきではないかという主張につながっていくのではないかと思います。
関係者の主なご意見	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出自を知る権利の保障という点に鑑みましても、私どもは児童は将来適当な時期に自分の出自を知る権利が保障されるべきと考えております。中にはその事実が余りに重いという場合もあるでしょうから、それはケース・バイ・ケースですし、養親の判断も尊重しなければならないと思っておりますが、それを隠し通して子どもが成長するというのは好ましくないと考えております。現行制度におきましても、戸籍の記録を追うことによって実親を探すことは全く不可能ではないわけですが、養子縁組に至った経緯については戸籍だけではわかりませんで、そういう意味では、その記録も適当な期間といいますか、かなり長い期間になると思いますが、児童相談所では保管しておくべきだと思いますが、それをどのようなルールで養子に伝えるかということについては検討していかないと、先ほど申しました

	<p>ように、養い親側の考え方もあるでしょうから、そういうものも尊重しつつ、ルールづくりをしていかなければいけないのかなと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの出自を知る権利はぜひとも保障しなければならないと日々現場で感じております。養親となる方への真実告知、生い立ちの整理への理解は必要不可欠です。私たちの養子縁組ケースで予後がよいのは、適切な時期に告知をして、親子でそれを対応していったケースだと考えております。 ・ 親のことを知りたいと思うのは、子どもによって程度も時期も異なります。子どもが知りたいときにアクセスできる仕組み、特に児童相談所が開示する場合は、各自治体の個人情報保護条例等々のすり合わせもあると思いますが、何らかの統一的な基準があるほうがいいと思われます。 ・ 個人情報保護の関係だと思われますが、現在では特別養子縁組が成立した子どもは、実親の戸籍や附票を追えないと聞きます。出自を知る権利の保障を明確に位置づけることが必要と感じております。 ・ 児童福祉法に子の出自を知る権利をきちんと明記するとともに、記録の保管期限を永久としてほしいと思っています。また、韓国では、中央養子縁組院という団体が記録を一元化して管理しており、日本でも将来的にはこうした組織の設立が望ましいと思っております。 ・ 「出自を知る権利」とは、実親の名前や本籍地などについて知る「ルーツ探し」だけではなく、子どもが実親との分離体験をせざるを得なかった自身を受容するプロセスに必要な情報を知る、広義の権利として捉えていくべきである。 ・ 子どもは小さいうちから自身について、年齢に応じた理解と受容のプロセスを繰り返していく必要がある。養子であるということを告知するだけではなく（真実告知を通して）実親と養親の思いや、子ども自身のストーリーを繰り返し伝えていくことで、養子自身の受容を促す支援が必要である。 ・ ストーリーづくりに必要な情報というものの一元的な管理と、そこにおける専門的な人材の配置が必要である。
--	---

養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援について

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始すべきである。

- ・現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭と同様の支援しか想定されていない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、支援を行うための仕組みについて、検討すべきである。

構成員の主なご意見

- ・社会的養護のひとつの手段として養子縁組を考えることが増えていくのであれば、そこを社会全体で専門的に支援していくことも考えなければならない。
- ・支援の有無というのは、我々がその子がどうしているのかを知りたいか知りたくないかということよりは、支援してほしいのかどうかという当事者の問題。一切御相談のない方を追いかけていって、どうしていますかと確認するというのは、例えばよそから虐待らしきことがあるような情報が流れているということでもあれば行くかもしれないけれども、そういうことでなければ支援はしない。
- ・どの辺まで親の情報を最初に聞いておくことが子どものために必要かというのは、児童相談所間で一定にされていないので、少なくとも子どもの将来のためにそれが施設で育とうが、里親で育とうが、養子になろうが、必要な親の病歴等については、児童相談所においてちゃんと聞くというシステムを作つてほしいと思っています。
- ・たまたま虐待防止センターに関わりを持った養親はいいけれども、そうではなくて、何の支援もなく、里親会にも属していない養親というのが全国にたくさんいる。特にこの数年、民間団体からの成立件数が増えていることを考えると、ここに支援を届けていくためにどのような仕組みを作っていくのか、その支援の中身をどうしていくのかということは、本当に急ぐ必要があるのではないかと思っております。
- ・特別養子縁組でも、社会的養護にあった子どもを特別養子縁組する場合には、たとえ実子となつたとしても経済的

	<p>な支援を継続するというか、経済的支援の対象としてあげるということも考えたらどうでしょうか。そうすれば、お金でつながっているので、お金以外の支援の継続性も得られるのではないかでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公民一貫した里親ではない養親前委託のようなものを設けて、縁組後も公民機関一貫して一定の手当というか、経済的な支援をすることによって児童福祉法に養子縁組を位置づける意味が出てくるというふうに思います。・ 家庭養護促進協会で、とりあえず事前にやることは、なぜあなたはあえて血のつながらない子どもを育てたいのですかということがテーマです。そのことをいかに客観的に、自分が何のために、何を獲得するためにあえて血のつながらない子どもを育てようと思うのかというところをはっきり説明できるようにすると、それを一つの研修の目的にしてやっています。・ 試験養育期間を経て家庭裁判所で成立するのに、この2つのプロセスがあるということが、果たしてそのまでいいのかどうか。養子縁組里親には手当はないにしても生活費などの報酬はあるけれども、民間あっせん団体の場合には反対にお金を払っていらっしゃる。この2つのプロセスをそのままにしておくべきなのかどうかということも考えるべきであり、もう一つ養子縁組里親という制度そのものもこの機会にもう少し検討してもいいんじゃないかと思っています。・ 民間機関の養子縁組あっせん法第33条で、あっせん機関が縁組成立後に養子、養親、実父母を支援するため、その求めに応じ必要な情報の提供、助言その他援助を行うよう努めるものとするという条文になっていますが、努めるというレベルでよろしいのかどうかというのが疑問なのです。その必要性がこの検討会の中で議論されているとするのであれば、こうした支援について、何らかの形でより適切に行えるようにする仕組みが必要ではないか。・ 社会的養護の中にある子どもの支援のシステムとして特別養子縁組を位置づけていくという観点からいくと、一定期間の例えば経済的な支援であるとか、当然のことながら試し行動や見て見て行動、いわゆる愛着障害上のさまざまな症状を抱えるのが一般的だと思いますので、そこへの一定期間の子育て支援みたいなものをシステムとして提供できる形にしておく必要があると思います。・ 社会的養護、社会的養育として特別養子を捉えれば、当然そうした支援の網の目の中に入つてもらうことは必要ですので、例えば実親子の場合に、こんにちは赤ちゃん事業であったり、養育支援であったりというものが出てくれば、
--	--

	<p>それに漏れないような仕組みを作ったり、あとは親の申し出がないということで切ってしまうのではなくて、申し出てもらえるようなつながりを持ち続けるようなもの、例えば里親会等の活用も考えてよろしいのではないかと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イギリスでは、養子縁組支援機関が、養子の為の準備やトレーニングに関して、養子縁組をしている機関を補助することがあったり、養子縁組された子どもや養親またその実親へのサポート、養親が子どもにとっての安定した永続的な家庭を子どもに提供するためのサポート、養子縁組された子どもや大人が血縁関係者とコンタクトをとることの補助を行っている。 ・ また、イギリスでは、自治体の養子縁組機関や民間機関の全てが、認定前の養親候補者に対して準備研修を提供しています。Preparing to Adopt Trainers Guide & Applicants Guide という本が BAAF というところから出されており、これが主に使われていて、一貫した研修プログラムが準備されている。加えて、子どもは来ていない状態ですけれども認定前、認定後に、PACT という団体が研修をしており、養親さんの家族や友人に向けた研修もあります。 ・ 支援というのはなかなか難しい問題です。必要とする人と必要としない人がいます。必要としない人にこちら側からあえて支援を強行にすることはなかなか難しいと思います。 ・ 養子縁組をすることによって、措置費や里親手当がなくなると、できるだけ養子縁組を先に延ばすという誘因が働きます。実際、アメリカで里親手当があって、養子手当がないときに、延々と里親をする親が出てきたことで、養子手当が導入されたという経緯があります。その養子手当を導入したときにどういう効果があったかという実証研究もあり、アメリカの場合ですけれども、祖母のような親族による養子縁組が進んだという結果が出ています。そういう意味でも、里親に対しては手当てをして、社会的養護である養子縁組に対しては手当てを出さないということが年齢と関わって、違う誘因が働いてしまうというところがあると思います。 ・ アメリカの養子手当は健康な新生児を養子縁組にしても出ません。障害があったり、兄弟を一度に養子縁組にしたり、人種的なマイノリティーであったりすることで、養子縁組が普通の状態では非常に見つかりにくい子どもたちに対してだけ養子手当が出るのです。 ・ 私は、スペシャルニーズということではなくて、民間あっせん機関あるいは児童相談所を通した特別養子縁組に関
--	---

	<p>しては、要保護性があるということですから、障害の有無にかかわらずあらゆる子どもを要保護児童と捉えて、何らかの手当であるとか、税控除であるとか、多様な経済的なメリットを縁組後も提供していくということを考えていよいでのではないかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修段階で、ある程度、支援がなぜ必要なのかということを伝えるとともに、縁組後の支援については、日本財団の報告書などを見ていると、一貫した職員というところに非常にこだわりがあるのであるのだなということを感じています。児童相談所は頻繁に職員の異動があるので、ある程度一元体制というところで考えていかなければならぬことかなと思います。 ・ 前回の検討会で、アメリカの例を挙げて、必ずしも特別養子縁組の全てを支援するというよりは、その中で特に社会的養護と言ったのですが、その後、他の方の意見などを聞きしてちょっとと考え直しました。新生児についても、実は要保護性が非常に高い場合が多くて、望まれない妊娠の場合は胎児に対してネグレクトが起こっていて、例えば栄養状態が悪いとか、飲酒、喫煙とか薬物使用とかをするということは胎児の段階でネグレクトを受けている。あるいはそこまで行かなくても、胎児期の母親のストレスが高いだけで、出生時のアウトカムが非常に悪い。そのことを考えると、やはり民間のあっせん機関による縁組であっても、その後に軽度の障害から重度の障害まであらわれていく可能性も高くて、アメリカの場合は要保護児童の縁組で8万件くらいあり、全てを支援できないとは思うのですけれども、日本の場合はたかだか600件と非常に少なくて、それぞれの子どもたちについて全て支援をする方向でいいのではないかと考え直しました。 ・ 普通養子縁組との公平性なのですけれども、普通養子縁組は本当にいろんな理由でなされていて、相続税対策でもいいという話ですし、全く要保護性のない動機もたくさん入っていて、特別養子縁組の年齢要件などを上げて、全ての要保護性がある子どもについて特別養子縁組をオファーできる環境を整えた段階で、普通養子縁組との公平性は考える必要はないのではないかと思います。
	関係者の主なご意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの側から考えますと、出自の事実を知る権利が保障される必要があり、実親の情報を完全にシャットアウトすることもできません。特別養子縁組成立後に、子どもが思春期にさしかかり、親子関係が不安定になっているケー

	<p>スが時々見受けられます。そうならないために、児童相談所が養子縁組成立後も継続的に援助していくことが必要であり、今回の法改正でも盛り込まれたものです。しかし、養親の側に養子縁組であることを秘密にしたがる傾向があることも事実です。養子縁組成立後に行行政のかかわりを絶つてしまったり、時には他県に転居することで養親や子どもの居所が不明となってしまう場合もあり、援助方法の課題であると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 縁組成立後で問題になるのは真実告知の部分かと思います。養親側は自分たちとは血がつながっていないということを本当に口に出すのも不安でたまらないという方も多いので、大分県では真実告知なりライフストーリーワーク等の研修会を年に一度はして、意識づけをすることと、希望する方にはロールプレイ等の対応も児童相談所は行っております。・ 養親が子どもの発達の課題等で不安を感じる場合には、再度、児童相談所が実親の情報等を調査して、提供して、発達の支援をしていくことも考えております。また、これに関連して、養親が一番困のが、母子保健上の情報がなかなかとれないことです。実親がどのようなアレルギーがあって、どういう状況だったのかなどがわからずに、それを実際、予防接種の場面とか健診の場面で何度も聞かれるとか、そういうところに不安を感じるようです。・ 一番私が感じているのは、「子どもを返したい」「こんな子はもらわなければよかったです」という言葉が養親から出てくるというのは、子どもを実際に養子縁組する前の研修が不十分なのではないだろうかと思っています。・ 特別養子縁組の場合、まず妊娠期間がないのでプレママ教室とか、保健センターでやっているお教室などには通つていらっしゃらないので、本当におむつの変え方とか、ミルクの飲ませ方から、離乳食から、スタートのところから本当にどうしたらいいかわからない。・ 児童相談所にぜひお願いしたいのは、研修には民間団体の方を入れませんとか、そういうことではなく、すぐにでもこれはできるだろうと思いますし、一番いいのは国として里子とか養子縁組の子どもたちの治療機関が一つあればいいんですけども、何年も待てない状況なので、まずは地元の里親会と児童相談所が民間からの赤ちゃん縁組を支援するという気持ちを持っていただきたいし、何か通達でそこができるのだろうかと、痛切にそれは思っております。・ 子どもの虐待防止センターでは橋本里親サロンというものをやっており、ここでとてもいい取組が生まれているの
--	--

	<p>は、何十人も虐待を受けた子を育てた大ベテランの養育家庭の方たちが、非常によく養親を面倒見てくださっています。うちに連れていらっしゃいよ、疲れたのならばうちで1日預かるよと。全国に里親会があるわけですから、まずは民間団体の方も、赤ちゃんを預けたら、地元の里親会につなげるということをやってほしいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養親になった方の相談とか悩みと、それから里親の悩み相談はやはり違います。特別養子で今、特に多いのが、虐待はそうそう無いので、発達障害や知的障害で、支援学級に行かせたくないけどどうしようとか。里親の場合には、本当にその子の虐待を受けたトラウマをどうしようというようなことが多いです。 ・ 特別養子縁組の場合は、なぜ縁組をなさるのかという、そこら辺の研修が必要なのだろうと思います。 ・ 里親手当をいただき生活費の一部も支給されている里親に対し、特別養子縁組が成立したのだから我が子でしょうということで一切の支援が打ち切られるのは、まだまだ我が国の中では、特別養子縁組という制度が私的な養育という範疇から出ていないのではないかと思います。 ・ 里親と特別養子縁組にかかわらず、養子縁組の人たちも同じ社会的養護の仲間なんだということで受け入れ、ともに研修も重ねながら孤立を防いでいくことを、民間団体である里親会もやっていく責任があると考えております。 ・ 特別養子縁組が成立した後、子どもを育て、養育力をつけた方に、里親会からやめないで、一時保護を受け入れていただいたり、里子を受け入れていただいたりして、せっかく家族としてとてもいい形になったところ、そこを改めて社会的養護の子どもたちの育つ場所ということで提供していただくように、仲間の里親にお願いをしております。 ・ 里親は施設に面会に行きますが、やはり不調あってはならないという慎重な児童相談所側の判断もあり、多いところでは、1回当たり4,000円も交通費をかけて50回も面会に行く里親もおります。施設や児童相談所の職員は公務であり、出張ですが、もし社会的養育にかかるコストということで考えるのであれば、里親が面会に行くコスト等についても、やはりこれは公費で負担をしていくべきと考えます。一方で、そうした支援を受ける方に対しては何らかの報告書を提出する、家庭訪問を受ける、その後の養育がどうなのかということについて継続的に評価を受ける等を前提に、養親に対する支援をしていくべきだと今日改めて思いました。 ・ 2歳4か月で委託された子どもと一緒にやっていくのはすごく大変なことで、不調を訴えた時期もありました。だけどやはり同じ里親仲間の先輩やその関係者の方達に、そこでしか話せない話をいっぱい聞いてもらって、いっぱい
--	--

	<p>励ましてもらって、勇気をもらって、もう一度何とか頑張ろうと自分達を奮い立たせました。それが里親サロンです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不調の防止のためには、委託後の支援の充実とともに、まず養親として育つ育成のシステムと、それ以前のスクリーニングとか、あるいはマッチングの手段というものを整えていく必要がある。・ 忘れてはならないのは、どんなにすばらしい支援の枠組みを構築しても、提供可能な仕組みがあったとしても、養親自身が支援に対してインボランタリーなら意味がない。子どもの養育者としてのコンピテンシーというものをきちんと評価して、主体的に支援を求める考え方をしっかりと持っていただくことが必要である。
--	--

養子縁組の民間
あっせん団体に
対する規制等に
ついて

専門委員会報告（提言）（抄）

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する規制のあり方（許認可のあり方や監督機関のあり方を含む。）、当該団体の事業内容について、具体的な検討ができるだけ速やかに行うべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 民間機関への補助の在り方について、出来高制を採ると、養子縁組という方向性を持って実親の意思決定を支援してしまうリスクがあるので、一括補助とすべき。
- ・ 養親候補者の情報の一元化というところは切に願う。その情報の共有と同時に、業務の連携というところが今後、民間機関が増えていく中で必要なところ。
- ・ 民間あっせん機関が十分な専門性、経験を有するソーシャルワーカーを確保し、児童相談所以上の支援をするためには、一定のコストをかけなければ、本当に質の高い支援が全国どこでも受けられるようにならなければならないのではないかということを考えますと、十分なあっせん団体に対するコストをかけていくという方向性を考えていくべきではないかと思います。

＜国会の動き＞

※ 養子縁組あっせんについては、民間事業者に対する許可制の導入や業務の適正な運営を確保するための規制等を内容とする議員立法が、平成28年12月9日に成立。

	関係者の主なご意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体の行うケースワークについて、客観的に評価できる指標が必要である。福祉的評価の指標としては、あっせん件数のみならず、福祉の質の担保がなされているかどうかを多角的に評価するための指標を官民で共有すべきである。 ・ 民間団体への財政支援をしていく場合には、あっせん件数で換算せず、あっせんにつながらない複雑な背景を抱える実親からの相談にも広く対応し連携することを推進する設計とし、特別養子縁組がむやみに強制されないよう充分配慮する必要がある。

その他全般的な ご意見	構成員の主なご意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法関与、特別養子縁組を含め、司法が親や子どもの権利を制限する場合に、何をもって制限するのかという点で、アセスメントの場が非常に重要。 ・ 養子縁組が進まない1つの要因として、児童相談所における取組の自治体間格差が大きく、児童相談所が成功体験を十分に蓄積できない状況のなかで悪循環に陥っているという点が挙げられる。 ・ 近年の特別養子縁組成立件数の増は、民間機関によるものではないかと予測でき、児童相談所の体制強化がどれだけ縁組の成立に貢献できるのかというと、限界があるのではないかと考える。 ・ 民間には職員の継続性という強みがあり、民間機関が関わるということは市民意識の変革に大きく結びついていく部分も大きいと考える。こうした意識変革も含めて民間の力を活用し、行政がそのモニタリングを行うという体制のほうが、養子縁組を促進するうえで貢献できるのではないか。 ・ 長期間委託を受ける里親と養子縁組とを明確に区別していく具体策が重要。 ・ 新生児委託については、一時保護委託を含め乳児院の活用は避け、個別応答的環境を保障できる里親を活用しながら進めていくべき。 ・ 現在市区町村独自で行われている妊産婦ホームのようなものを制度化し、この機関と民間機関とが共同して実親の意思決定を支援していくという体制が重要。 ・ 養子縁組と里親とを区別していくうえで、養子縁組里親を廃止し、公的機関と民間機関と、いずれの機関が関与するのかにかかわらず、養子縁組里親に支弁される額に相当する経済的支援を公平に提供すべき。 ・ これまでの養子縁組の当事者の意識調査を行い、データを蓄積することが必要。離縁ケース、受理ケース、認容ケース、却下ケース、取り下げ内容を含めて、どういうケースがあったのかを明確化することが必要。 ・ 今回の児童福祉法改正の趣旨からすると、長期間施設入所している多くの子どもが家庭環境で暮らせる措置を講じなければならない。 ・ 日本には養子縁組に関するデータが少ない、というよりも無い。データに基づいて政策をデザインし、かつ評価していくことが必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組制度は劇薬だと思う。子どもの生活環境を法的に安定させるすばらしい制度であるが、もう一方では親子関係を断ち切る制度もある。重大な問題であり、丁寧な検討が必要。 ・ 離縁が認容されているケースについて、離縁を認めざるを得ないどんな状況にあるのか、少なくとも代表的な何ケースかを報告していただくようお願いしたい。 ・ リーガルパーマネンシーがある場合とない場合とで、子どもの精神的な安定にしても、その後の自立においても非常に大きな差がある。 ・ 全国の児童相談所に調査されてどのくらい出てくるかわからないけれども、そもそもそういう発想を持たない児童相談所もある。ただ、そういうケースが少ないからしないでいいのかとか、そういう問題ではないのではないかと思っていて、子どもに、永続的な家庭環境を保障していくということは非常に大事な考え方だと思う。 ・ 調査を新たに事例的にやることの限界というか、あるいは1年間の平均が1.4、ゼロの児童相談所が4割近くある中で、本当に有益な情報を時間と労力を費やして得られるのか。 ・ 家庭移行支援係という係を新設するというところまでやっている福岡市でないと見えない取組、そういう取組をしたからこそ見えてくる今の問題というのがたくさんあると思うので、全国の状態というのをもちろん把握しつつ、それプラスそういったデータをもっといろいろ出していただいて、それについて具体的に議論するということが大事。 ・ アメリカでは、養親になる人たちが夫婦以外も2～3割いる。 ・ 特別養子制度の利用促進ということですけれども、言わずもがなであります、児童の権利条約にあるように、まずは実親の養育をどれだけ保障するかということが大前提ですので、特別養子制度の利用促進は、必ずしも特別養子の件数を増やすことではないだろうと思っております。特別養子制度というのは、実親にも子どもにも傷を残し得るし、養親も大変難しい思いをされるんだということが前提で、これらのダメージをどれだけ少なくしていくのかということだと思います。 ・ 普通養子縁組の問題点としてまず大きく2つあると思うんです。1つは、やはり普通養子縁組だと実親に情報が、言葉は余り適切じゃないかもしませんが、筒抜けになるということで、本当に子どもの安全が確保できるのかということです。それから、普通養子縁組は特別養子縁組よりはるかに簡単に離縁ができてしまうということについて
--	--

	<p>やはり問題点が大きいので、その2点を考えると特別養子縁組と普通養子縁組では全然パーマネンシーの度合いが違うということで、普通養子縁組の持つ問題点というものを認識しなければいけないんじやないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法には特別養子縁組が入っていないわけです。その辺をきちんと法律の枠組みから議論しないと。新生児委託だけが特別養子縁組ではないということにもうちょっと力点を置かないといけないのではないかでしょうか。 ・ 特別養子制度はもともと菊田医師事件というものがあって、一方で出産したことを隠したいという親がいて、他方で子どもができなくて自分の子として戸籍に載せたいという親の意向があって、それがマッチしてということの関係では、特別養子制度というのはそれなりに合理的な制度ではないかと思うのですが、社会的養護という文脈で考えたときに、結局、親権を排他的に行使できればいいわけで、それが特別養子である必要はあまりないのではないかと思うところです。 ・ イギリスの養子制度には実の親との親子関係を切断するタイプしかないんですが、特別後見という制度が2005年からできておりまして、大体件数としては、ちょっと少ないですけれども、養子制度とほぼ均衡するぐらいには増えてきています。 ・ どこまで本検討会の検討の範囲にするべきかということですけれども、パーマネンシーを確保するための手段を考えようという話で、現状では特別養子しかその受け皿になりそうなものはないというのはたしかだと思うんですが、これから考えようというときに、それにこだわる必要は必ずしもないのではないか。親子関係を作らないで、しかし親権を排他的に行使させるという枠組みを、選択肢として排除する理由はあまりないのではないかと個人的には思っています。 ・ 普通養子縁組ではなぜだめなのかということについて考えると、氏と親権については普通養子縁組でも排他的に行わせることができますが、普通養子縁組だと相続関係や扶養関係が残るわけです。相続については放棄の選択ができるので、法律論としては対応が可能なのかもしれないと思います。ただ、扶養の関係、これは大きいだろうとは思って、ずっと養育をしていない実親が、子どもがある程度成長して収入を得るようになった頃にふらっと現れて、ということが懸念されるだろうと思います。 ・ 私の理解では、イギリスの要保護児童の養子縁組制度の中で、親子関係を終結するまでの必要がないケースに、ス
--	--

	<p>ペシャルガーディアンの制度が活用されている。「必ずしも特別養子縁組制度が必要じゃない」ということではなくて、新たに、子どもに対してよりパーマネンシーに近い制度が作られた、というのがスペシャルガーディアンの制度と私は理解しています。日本の普通養子縁組と大体類似かなと思いますので、それはそれで参考にしていいと思いますが、この検討会で議論すべきはスペシャルガーディアンの導入の是非ではなく、特別養子縁組をもっと利用促進するためには、どうしていくかということなので、スペシャルガーディアンまで含めると議論が拡散すると思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 相続と扶養義務という、この法的な関係が残ることが、「放棄すればいいじゃないか」とか、扶養義務を「扶養しません」と言えばいいということではなくて、突然、成人になった子どもにその知らせが寄せられてくる。それも子どもだけじゃなくて養親さんに対してもそのような知らせが送られてくる。または、そういった知らせが送られてくるかもしれない。そのことも、養親さんに対する心理的な影響が非常に大きいことがあると思います。実親さんとの関係を終結させる意味っていうのは、子どもも養親さんもその影響から離れて安定した子ども時代を送っていく、というのが非常に大きな意味があると思っています。・ もう一つは離縁の可能性ですね。子ども虐待防止センターの方のヒアリングであったように、養親さんがもう児童相談所に返したいという気持ちになることは、あり得るわけです。それでも特別養子縁組を組んでしまった以上はもう返せない。その覚悟が養親さんと子どもとの絆を深めていく。それが思春期になって激しい家庭内暴力になったとしても、そこでこう踏ん張っていく一つの大きなファクターが、「離縁ができない」ということです。それは子どものその18年間とか10何年間の子ども時代を送っていくにあたって、「返される」とか離縁がないことが、どれだけ子どもに大きな安心感を与えるのか。・ 最近、節税対策のための養子縁組はあっていいという最高裁判決が出ていますが、子どもの福祉なんか関係なく、大人の意向でそういう養子縁組が有り得るということで、あの判決を見た時に私は、やっぱり普通養子縁組は子どもの福祉のための制度じゃないなと思いました。・ 実際に特別養子縁組の当事者になる方々の受け止め方は、戸籍に自分達が親として書かれる、生んだ人が親として載らないというところに非常に意味を感じていて、普通養子との決定的な違いはそこに見出しているんだろうと思います。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ たしかに扶養とか相続権とか戸籍の記載というものは大きな要素ではあるけど、それが養育にどんな影響を与えるのかということも含めて考える必要があると思います。里親サロンとかに関わせていただくと、やはり思春期の荒れる子、あるいは犯罪とか重篤な非行で離縁したケースというのは、度々、20人位いたら1人位そういうお話を聞きます。特別養子縁組でも、たしかに離縁はあるけれども、基本的には養親さんからは認められないということで、養育における普通養子、特別養子の影響というのは、かなり違があるのではないかと認識しています。 ・ 普通養子縁組をした子どもが実親の扶養を断ったところで、育てもしてくれなかつた親の扶養をしなかつたことで社会的に責められるようなことは、少なくとも今の世の中では私は考えられないと思うけど、相続についてはちゃんとした相続権、相続放棄の手続きをしなければ親の借金や何かが関わってくることは当然にあると、いつも私は言っています。普通養子で縁組した子ども達は、実の親が死んだからって何の通知もないんです。逆に言えば、借金をしていた親だからこそ突然通知されるんです。 ・ 永続的な家庭の保障という点では、親の都合によって容易に離縁が可能で、実親との法的関係の継続による不安定さをもたらすおそれのある普通養子縁組、または、長くても20歳に達するまで親子関係が構築されない里親や未成後見人は、特別養子縁組には及びません。国連のガイドラインも、里親等の代替的養育は永続的解決策を模索する過程で提供されるものと定め、永続的解決策が実現不可能な場合や、子の利益でない場合のみ、代替的養育を提供することとしています。 ・ 親族でも、実親から、親族であるからこそいろいろとちょっかいが入るのだけれども、それが子どもにとってよくないので、親子の縁が切れる特別養子縁組を何とかできないでしょうかみたいな相談を受けたこともあって、特別養子は気をつけないと、ある意味ではいろいろなところで使われやすいという、それがいい場合もあれば、かなり問題のある場合もあると思います。
関係者の主なご意見	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組の離縁についてですが、現行法では、養親による虐待、悪意の遺棄、その他養子の利益を著しく害する事由があることとともに、実父母が相当の監護をすることができることを条件に、養子の利益のために特に必要が認められるときに離縁することができるようになっています。 親子関係の安定性という意味での必要性は理解でき

	<p>ますが、養親による虐待や養育の放棄がなされるような場合に、実父母の監護を要件とするのではなく、未成年後見人等の選任を前提に、離縁を認めることが必要な場合があると考えます。この点についても御検討いただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養子縁組と普通養子縁組の違いは、普通養子縁組では実親との親子関係が残るので、例えば何らかの請求が介護しろとか、いろいろな遺産のこととか、負の遺産だったら放棄すればいいわけですけれども、そういったことが起こてくるのではないだろうかとか、そういった養親や子どもの不安があります。 ・ 小さな子どもにとっての家庭の重要性は言うまでもありませんが、家庭は子どもが18歳になった後のセーフティネットとして機能します。子どもの自立を支えるという意味で、大変重要な役割を果たしていると思っています。こうした意味で永続的、恒久的とも言いますが、パーマネントな家庭、つまり子どもにとっての実家庭または養子縁組家庭のほうが望ましいと思います。 ・ 最近、日本財団が行った養子縁組家庭に関するアンケート調査では、一般家庭と比較しても養子縁組家庭の経済状況は良好で、親が子どもと食事をとる回数や絵本を読み聞かせる回数も、一般より多かったです。また、習い事や塾の出費も高かったです。社会的養護、里親施設で暮らしている子どもと比較しますと、子どもの通学状況や学業の成績はよいという結果でした。また、養子本人、これは10歳から大体17歳までの養子縁組の告知を受けている子どもですけれども、この子どもが自分に満足している割合や自分に長所があると感じている割合も、一般家庭と比較してもやや高いという結果になりました。こうしたことを見ますと、養子縁組という家庭が子どもにとって経済的、精神的、生活的に良好な環境を提供できていることから、子どもにとって自尊感情が高いという結果につながっていると言つていいと思います。 ・ 家庭養護というのは明らかに児童福祉法で優先になっておりますけれども、永続的な家庭の優先が、法律上、明確になっていません。これについては国連の子どもの代替養育に関するガイドラインでも、永続的な解決策が目標となつておりますし、諸外国でもパーマネンシーという概念がかなり一般的だと思いますので、児童福祉法にもこうした部分をはっきりと書いてほしいと思っております。 ・ 林先生がされた厚労科研でも、児童相談所の4割は養子縁組をしていないという結果が出ています。これを防ぐた
--	--

	<p>めには一定の条件の子ども、棄児ですか父母がともに知れない、親が無関心、面会がない子どもについては、児童相談所が必ず養子縁組を検討する義務づけが必要ではないかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児介護休業法による育児休業期間については、特別養子縁組を前提とした監護期間は育児休業が認められるようになりましたが、特別養子縁組に来る子どもは赤ちゃんとは限りませんので、1歳以上の子どもを迎える場合、育児休業がとれないという形になってしまいます。そのため、子の年齢にかかわらず、養育を開始してから最低でも1年間育児休業がとれるようにすることが、特別養子縁組の普及につながるのではないかと考えています。 ・ 児童相談所と民間の人材の育成、民間養子縁組団体及び里親機関への公的資金の投入がさらに必要ではないかと思っています。 ・ 被虐待児、被ネグレクト児の特別養子縁組の特徴は、やはり乳児院にいたせいか、膝の上に乗ってこないとか、なかなか本当に赤ちゃんのときから養育したのとは違うちょっとしたものはあります。ただ、やはり児童相談所のほうでは乳児院の中でしっかり見て、この子ならば大丈夫であろうという子を出してくださっていて安心かなというはちょっと思っています。 ・ 子どもたち一人一人が持っているかけがえのない個性が、日々の暮らしの営みを通じて養われ、将来の社会や国を担っていくためには、家族の力が不可欠です。社会的養育を必要とする子どもたちを家族の一員として迎え、育てていくことが当たり前の世の中になるよう本腰を入れていくことが、一億全ての活躍が持続する前提ではないかと考えております。特別養子縁組制度を親になりたい方の私的養育の意味合いにとどめず、命をつなぐ国づくりの根幹に据え、制度の充実と利用促進を図っていくべきとの思いがございます。 ・ 特別養子縁組制度が一般的な常識として広まれば、たとえ自分が意図していないで子どもができてしまったとしても、周りがそういう制度を知つていればサポートしてあげることによって、負担としても軽減されるのではないかと思いますし、そこで捨ててしまう小さな子どもの命を、実親から養親につなぐことができれば、実親が育てられなくても罪ではないと思いますし、子どもにとっては何よりの希望であり、幸せなのかなと私は思います。 ・ 1つは、この子が私たちが育ての親としていいかどうかの選択をしていないということと、もう一つは、実の親との縁が完全に切れてしまう特別養子縁組制度という判断を、子ども本人ではなく、周りの人たちがしてしまうこと
--	--

	<p>に対してどうかということは散々悩みました。ただ、子どもの福祉の観点ということから見たときに、実親から戸籍上切り離すことで、この子にとってより安心、安全な環境となるのであれば、この制度を利用してみることも選択肢としてはあるのだろうと。まして、私たち夫婦の子どもであることが内外にオープンにできるということも、この子が幸せになるのではないかという仮説のもとにお受けしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実親から籍を抜くということがその子の将来にとって大切な子どもたちが、20年間の里親の経験からはもっとたくさんいるように感じますので、実の親から籍を抜くということはとても慎重にしなくてはいけないでけれども、とても大切なことだと思っております。 ・ 試験養育期間が半年ということで、子どもの身分を安定的に捉えるという意味では大切なのかもしれないですが、養親の方が、最初は養子縁組したいと思うのかもしれないでけれども、もう少し客観的に物事を捉える期間というが必要なのではないかと思います。ましてや6歳以上で引き取った場合には、半年、1年ではとても愛着の関係をきちんと持てません。やはり2年、3年かかりますので、最低でも試験養育期間を2年としてはどうかと思います。 ・ 新生児委託の特別養子縁組制度の何が良いかと申しますと、出産した人とほぼ変わらない気持ちで親になることができることです。できないのは、出産だけです。私は保健センターにお願いをして私自身の母子手帳をもらい、出産前に夫婦が受ける両親学級という講座にも出席しました。子どもが学校に行くようになると、母子手帳を見せてもらいましょうとか、お腹にいた気持ちを聞いてきましょうとか、へその緒見せてもらいましょうというようなことがあると先輩の里親さんに聞いていたので、そういう準備をしてやりたいと思いました。また、子育てをするからにはママ友も必要と思い、委託を受けてから積極的に子育て支援センターにも通って皆さんと交流も深めました。親になる覚悟を決めて、養親になるからにはそれなりの努力をしないといけないと思ったからです。 ・ 縁組成立後は、本当に堂々と自分の名前を言ってくれている子どもの姿を見て、縁組が成立することは本当にすごいことだなと思いましたし、なるべく早く縁組成立が整うように変わればいいなと本当に思っています。 ・ 適格性が認められる、里親・養親の確保は、家庭が必要な子どもたちに家庭を提供する為に急務である。障害・病気のある子ども達の委託を可能にするためには、現状の不妊治療の代替え的位置づけでの養子縁組制度では対応が困難であると考える。
--	--

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 不妊治療に携わる医療関係者の教育と、治療開始前の特別養子縁組や養育里親に関するインフォームドコンセントの義務化が必要である。 |
|--|--|

2. 特別養子縁組に関する調査結果について

特別養子縁組に関する調査結果について

- 全国の児童相談所(209か所)及び民間のあっせん団体(22か所)に対して調査を実施した。有効回収率は約99%である。(209児童相談所、20団体)

① 特別養子縁組が成立した事案について

(1) 特別養子縁組成立時における児童の年齢は、

- ・児童相談所の事案では、「1歳」以下で296件(48.5%)、「5歳」以上の事案が110件(18.0%)。
- ・民間あっせん団体の事案では、「1歳」以下の事案が335件(87.9%)、「5歳」以上の事案は21件(5.5%)。

(2) 養親の監護開始時における児童の年齢は、

- ・児童相談所の事案では、「生後0カ月」が141件(23.1%)、「生後6カ月」以内が279件(45.7%)。
- ・民間あっせん団体の事案では、「生後0カ月」が250件(65.6%)、「生後6カ月」内で316件(82.9%)。

(3) 養親の監護前の措置期間、養親による監護期間については、

- ・児童相談所の事案では、それぞれの平均が12カ月、19カ月。
- ・民間あっせん団体の事案では、それぞれの平均が5カ月、11カ月。

(4) 養親の年齢は、

- ・児童相談所の事案では、「40代後半」以上が40.7%、30代以下が23.9%。
- ・民間あっせん団体の事案では、「40代後半」以上が19.4%、30代以下が41.5%。

(5) 特別養子縁組成立までに生じた困難は、実親の同意を得る際に220件(22.2%)の事案で何らかの困難が生じており、最も多かった。その他の段階(養親候補者に打診する際、養親候補者の養育期間中、養親が申立てを行う時点)においても、それぞれ10~15%程度の事案で何らかの困難が生じていた。

(6) 裁判所の最終決定は、特別養子縁組が成立した事案のうち、父母の同意がない場合が7.9%。

○ 特別養子縁組の成立件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	304件	306件	610件
民間あっせん団体	195件	186件	381件
計	499件	492件	991件

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢

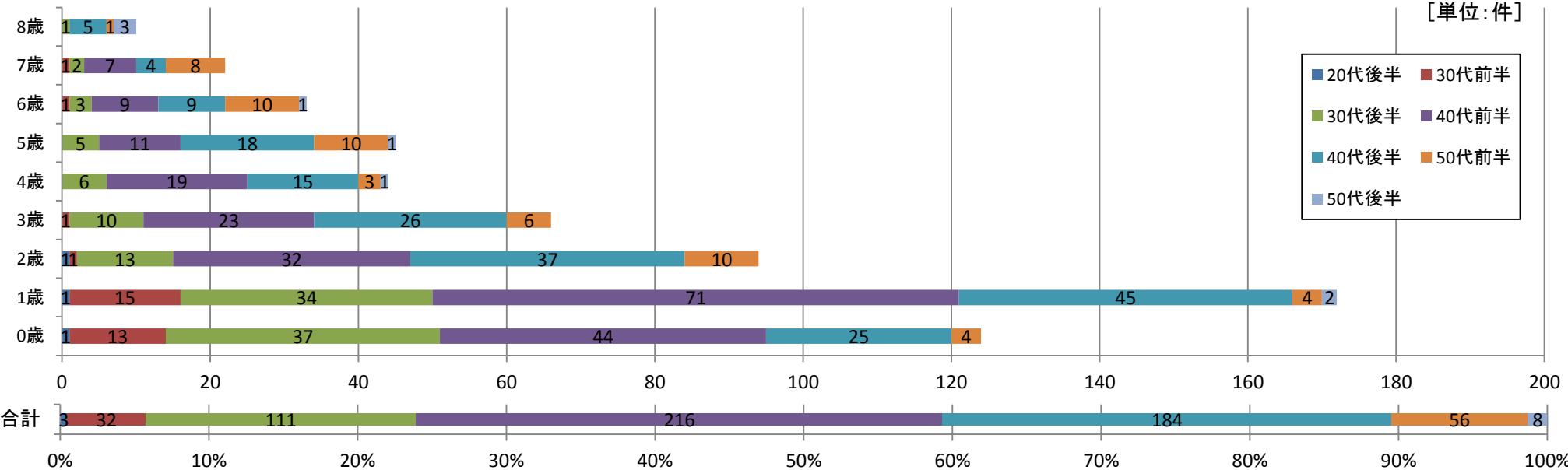
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	合計	平均
児童 相談所	124件 (20.3%)	172件 (28.2%)	94件 (15.4%)	66件 (10.8%)	44件 (7.2%)	45件 (7.4%)	33件 (5.4%)	22件 (3.6%)	10件 (1.6%)	0件 (0%)	610件 (100%)	2歳 9ヶ月
民間あっせ ん団体	265件 (69.6%)	70件 (18.4%)	10件 (2.6%)	6件 (1.6%)	9件 (2.4%)	5件 (1.3%)	7件 (1.8%)	4件 (1.0%)	3件 (0.8%)	2件 (0.5%)	381件 (100%)	1歳 4ヶ月
除く、家庭養 護促進協会	265件 (79.1%)	59件 (17.6%)	3件 (0.9%)	2件 (0.6%)	1件 (0.3%)	1件 (0.3%)	1件 (0.3%)	1件 (0.3%)	0件 (0%)	2件 (0.6%)	335件 (100%)	1歳 0ヶ月
合計	389件 (39.3%)	242件 (24.4%)	104件 (10.5%)	72件 (7.3%)	53件 (5.3%)	50件 (5.0%)	40件 (4.0%)	26件 (2.6%)	13件 (1.3%)	2件 (0.2%)	991件 (100%)	2歳 3ヶ月

○ 特別養子縁組成立前の養親の立場

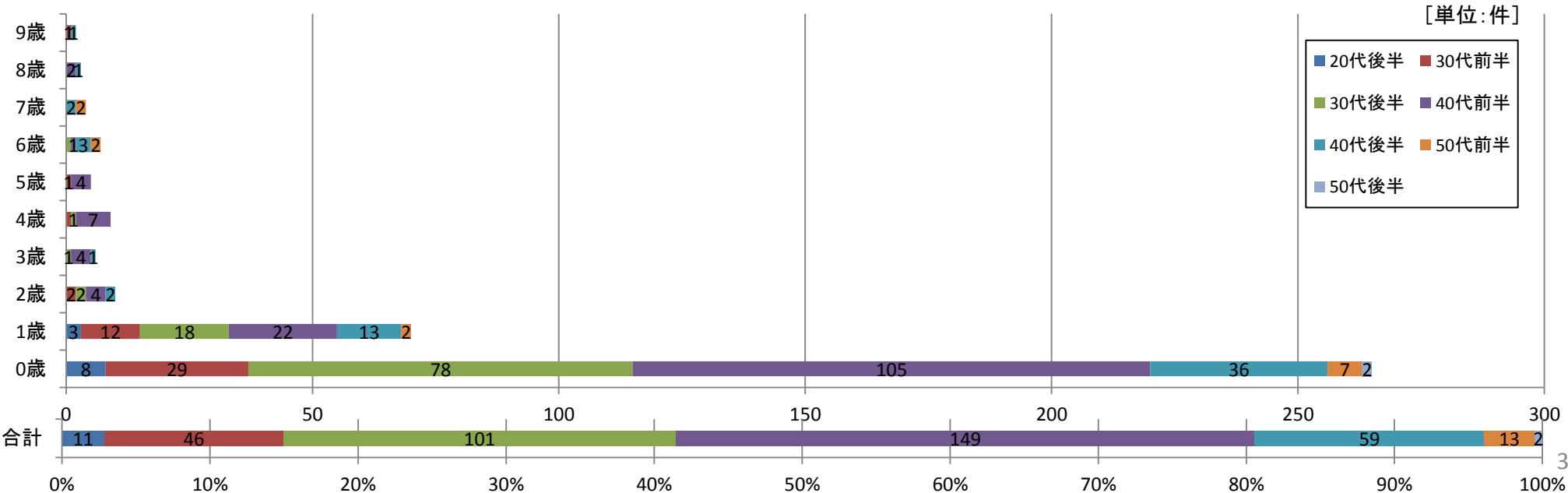
	養子縁組里親	養育里親	里親制度を利用せず
児童相談所	505件(82.8%)	66件(10.8%)	39件(6.4%)
民間あっせん団体	85件(22.3%)	0件(0.0%)	296件(77.7%)

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた養親(年齢が低い方)の年齢との関係

<児童相談所>



<民間あっせん団体>



○ 養親が監護を開始する直前の状況 【複数回答可】

		児童相談所	民間あっせん団体
医療機関	実親に監護権あり	131件(21.5%)	97件(25.5%)
	実親に監護権なし	1件(0.2%)	1件(0.3%)
親族	実親	20件(3.3%)	43件(11.3%)
	親族(実親、親族里親を除く。)	4件(0.7%)	0件(0%)
	親族里親	8件(1.3%)	0件(0%)
養親以外の里親等	養子縁組里親に委託	2件(0.3%)	0件(0%)
	養育里親に委託	29件(4.8%)	0件(0%)
	ファミリーホームに委託	5件(0.8%)	0件(0%)
施設等	児童養護施設に入所	(措置) 368件(60.3%)	(措置) 54件(14.2%)
		(契約) 0件(0%)	(契約) 0件(0%)
	障害児施設に入所	(措置) 2件(0.3%)	(措置) 0件(0%)
		(契約) 1件(0.2%)	(契約) 0件(0%)
	児童相談所で一時保護(保護委託を含む)	14件(2.3%)	0件(0%)
民間団体	団体所有施設	11件(1.8%)	3件(0.8%)
	認可外保育所やベビーホテル等	0件(0%)	6件(1.6%)
	ベビーシッターを活用	0件(0%)	168件(44.1%)
	団体の関係者宅	0件(0%)	9件(2.4%)
	その他	14件(2.3%)	0件(0%)

○ 養親の監護開始時における児童の年齢

	0ヶ月	1~6ヶ月	7~11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	8歳	合計	平均
児童相談所	141件 (23.1%)	138件 (22.6%)	61件 (10.0%)	136件 (22.3%)	64件 (10.5%)	45件 (7.4%)	9件 (1.5%)	14件 (2.3%)	1件 (0.2%)	1件 (0.2%)	610件 (100%)	1歳2ヶ月
民間団体	250件 (65.6%)	66件 (17.3%)	20件 (5.2%)	12件 (3.1%)	9件 (2.4%)	6件 (1.6%)	5件 (1.3%)	10件 (2.6%)	1件 (0.3%)	2件 (0.5%)	381件 (100%)	0歳6ヶ月
※	250件 (74.6%)	65件 (19.4%)	10件 (3.0%)	3件 (0.9%)	0件 (0%)	2件 (0.6%)	1件 (0.3%)	1件 (0.3%)	1件 (0.3%)	2件 (0.6%)	335件 (100%)	0歳2ヶ月
合計	391件 (39.5%)	204件 (20.6%)	81件 (8.2%)	148件 (14.9%)	73件 (7.4%)	51件 (5.1%)	14件 (1.4%)	24件 (2.4%)	2件 (0.2%)	3件 (0.3%)	991件 (100%)	0歳11ヶ月

※は家庭養護促進協会を除いた数字

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた措置期間及び監護期間

<児童相談所>

[単位:月]

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	平均
措置期間	0.2 (0~3)	4.2 (0~15)	11.4 (0~25)	19.7 (0~38)	23.8 (0~44)	26.3 (0~62)	29.6 (0~71)	30.2 (0~77)	38.1 (0~99)	12.1 (0~99)
監護期間	9.0 (6~11)	11.9 (6~22)	15.2 (6~34)	18.3 (8~41)	24.9 (10~49)	35.7 (6~70)	42.2 (7~72)	51.3 (6~90)	49.1 (10~83)	18.8 (6~90)

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

<民間あっせん団体>

[単位:月]

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	平均
措置期間	0 (0~0)	1.5 (0~12)	9.3 (0~15)	19.0 (0~31)	25.8 (13~43)	37.4 (0~56)	49.9 (30~71)	72.0 (69~77)	61.0 (54~71)	94.0 (92~96)	4.6 (0~96)
監護期間	8.6 (6~11)	12.1 (7~23)	14.6 (9~25)	17.2 (9~37)	22.1 (11~32)	14.8 (9~28)	22.3 (10~37)	16.8 (10~24)	32.0 (24~37)	13.5 (11~16)	10.5 (6~42)

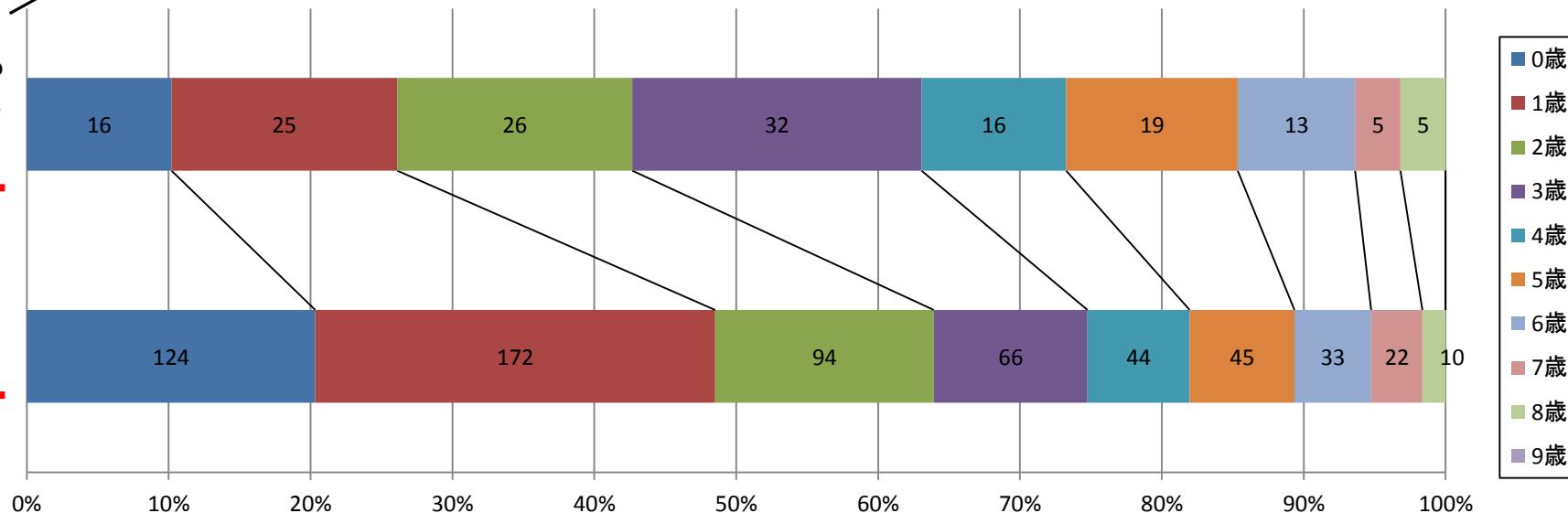
※数字は平均の値(括弧内は最長と最短)

【参考】実親の同意を得る際に困難が生じた事案

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢

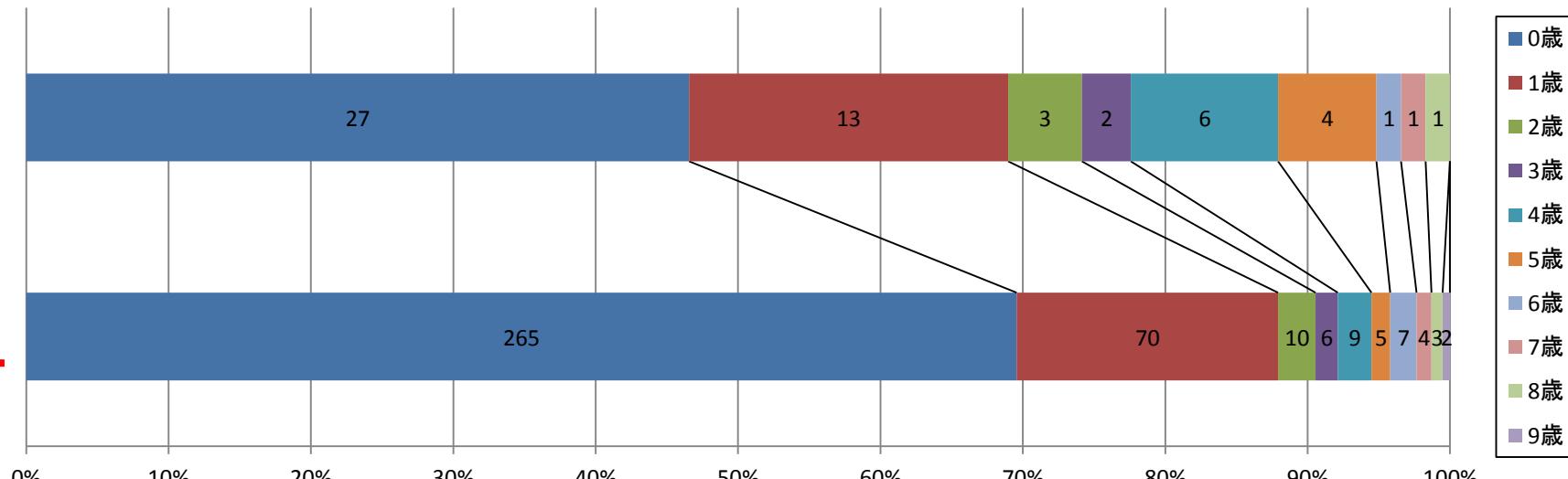
<児童相談所>

実親の同意を得る際に困難が生じた事案
(平均:3歳7ヶ月)



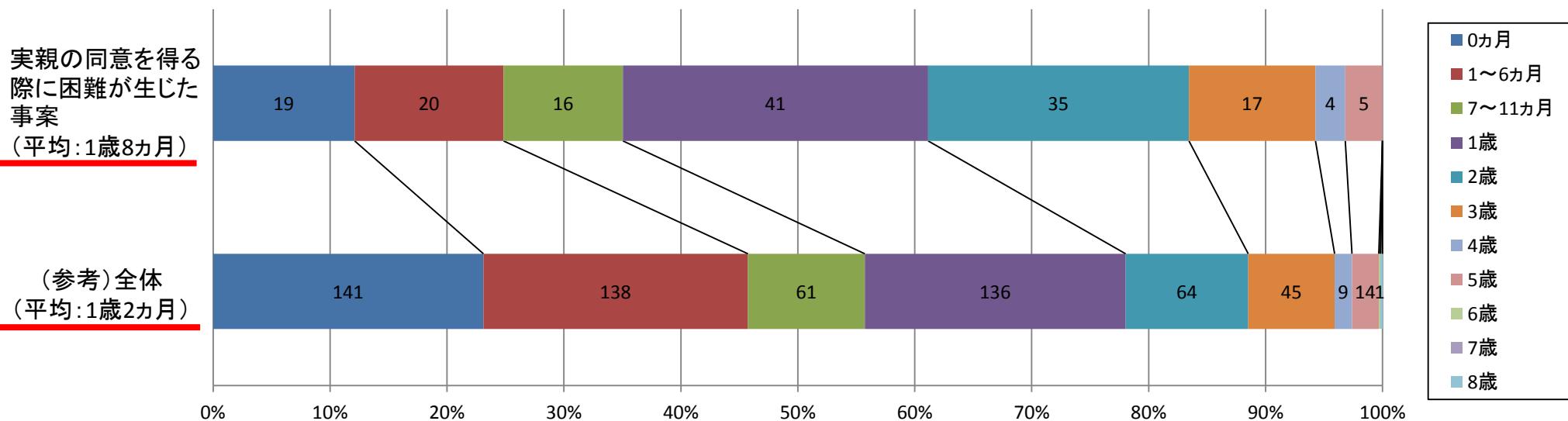
<民間あっせん団体>

実親の同意を得る際に困難が生じた事案
(平均:2歳1ヶ月)

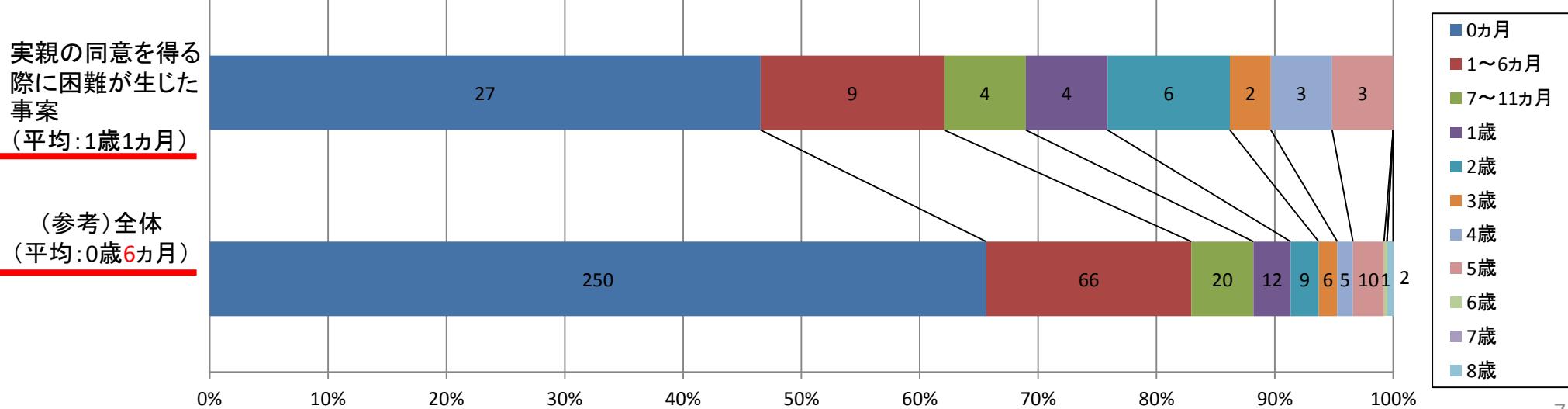


○ 養親の監護開始時における児童の年齢

<児童相談所>



<民間あっせん団体>



○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた措置期間及び監護期間

<児童相談所>

[単位:月]

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	平均
実親の同意を得る際に困難が生じた事案	措置期間	0.2 (0~3)	6.2 (0~14)	11.3 (0~22)	20.4 (0~38)	26.8 (0~40)	25.4 (0~46)	30.8 (6~66)	46.8 (21~71)	27.6 (0~71)	17.8 (0~71)
	監護期間	8.7 (6~11)	10.5 (7~19)	14.9 (6~27)	17.9 (9~40)	24.7 (10~48)	37.6 (11~70)	40.2 (11~63)	39.6 (15~70)	64.0 (30~83)	22.4 (6~83)
(参考)全体	措置期間	0.2 (0~3)	4.2 (0~15)	11.4 (0~25)	19.7 (0~38)	23.8 (0~44)	26.3 (0~62)	29.6 (0~71)	30.2 (0~77)	38.1 (0~99)	12.1 (0~99)
	監護期間	9.0 (6~11)	11.9 (6~22)	15.2 (6~34)	18.3 (8~41)	24.9 (10~49)	35.7 (6~70)	42.2 (7~72)	51.3 (6~90)	49.1 (10~83)	18.8 (6~90)

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

<民間あっせん団体>

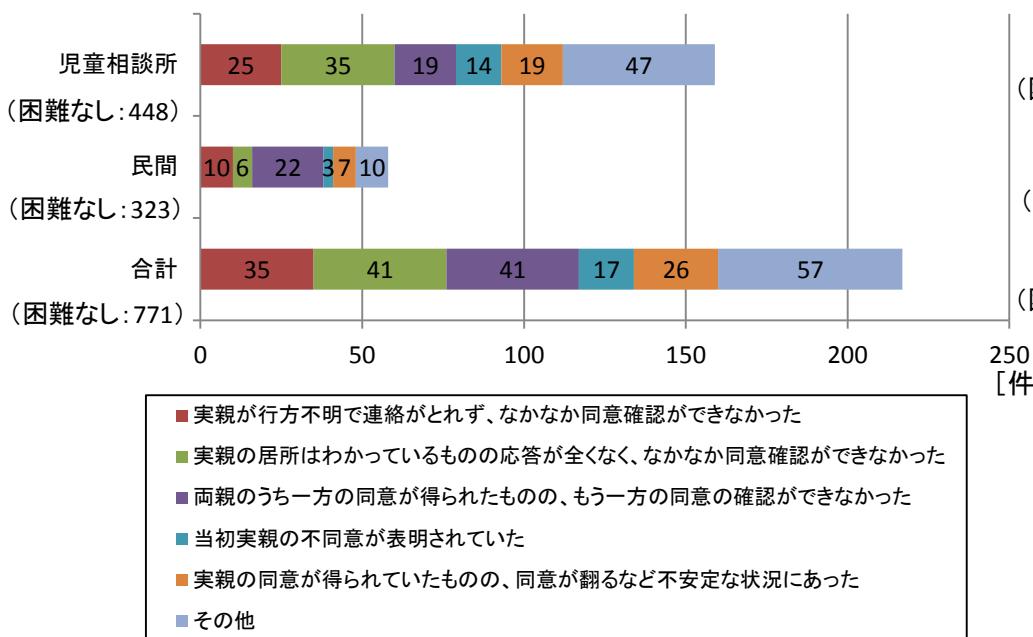
[単位:月]

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	平均
実親の同意を得る際に困難が生じた事案	措置期間	0.0 (0~0)	2.0 (0~11)	12.0 (10~14)	15.0 (0~30)	29.8 (18~43)	33.0 (0~56)	71.0 (71~71)	69.0 (69~69)	54.0 (54~54)	10.4 (0~71)
	監護期間	8.9 (7~11)	12.8 (8~23)	14.0 (14~14)	26.5 (16~37)	22.7 (13~32)	14.8 (9~28)	12.0 (12~12)	17.0 (17~17)	37.0 (37~37)	13.2 (7~37)
(参考)全体	措置期間	0 (0~0)	1.5 (0~12)	9.3 (0~15)	19.0 (0~31)	25.8 (13~43)	37.4 (0~56)	49.9 (30~71)	72.0 (69~77)	61.0 (54~71)	4.6 (0~96)
	監護期間	8.6 (6~11)	12.1 (7~23)	14.6 (9~25)	17.2 (9~37)	22.1 (11~32)	14.8 (9~28)	22.3 (10~37)	16.8 (10~24)	32.0 (24~37)	10.5 (6~42)

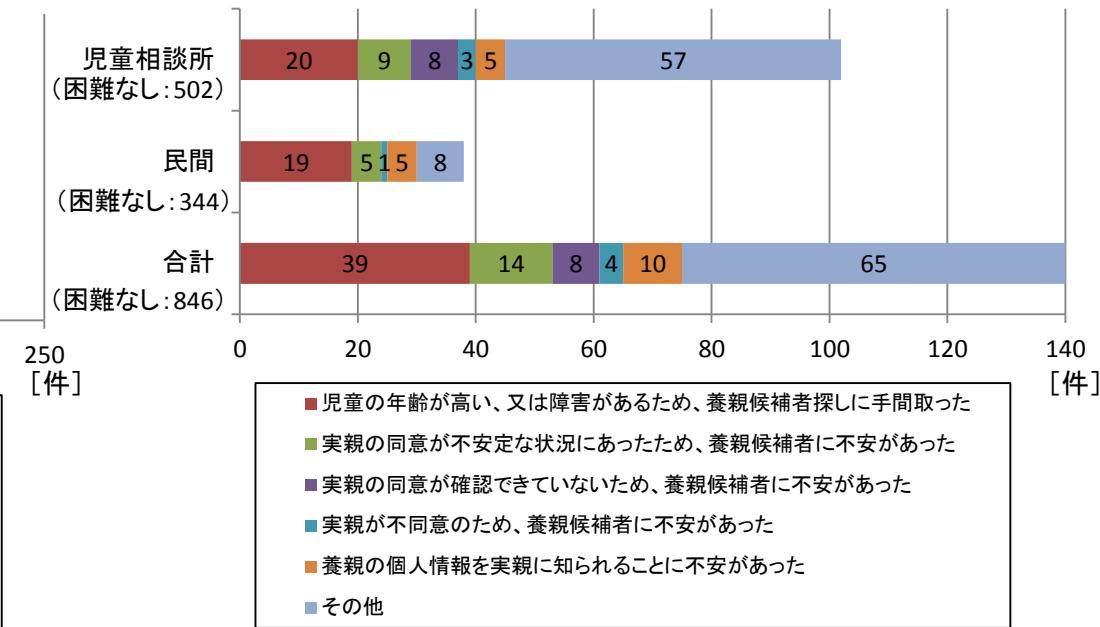
※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

○ 特別養子縁組成立までに生じた困難 【複数回答可】

<実親の同意を得る際の困難>



<養親候補者に打診する際の困難>



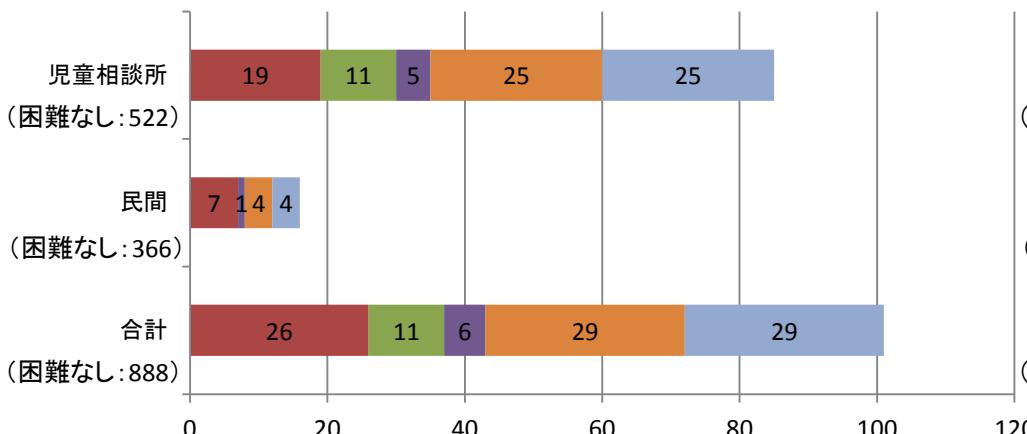
【その他の主なもの】

- ・離婚していた実父の同意をとる作業が必要だった
- ・市町村長申立により戸籍を作成した児童であるため、戸籍上の父母でない場合、同意を要するかの判断に検討を要した
- ・実親が重度知的障害のため同意確認できず、親族から同意を得た
- ・未成年の実親からは同意を得ていたが、子の親権者である祖父母から同意が得られなかつた

【その他の主なもの】

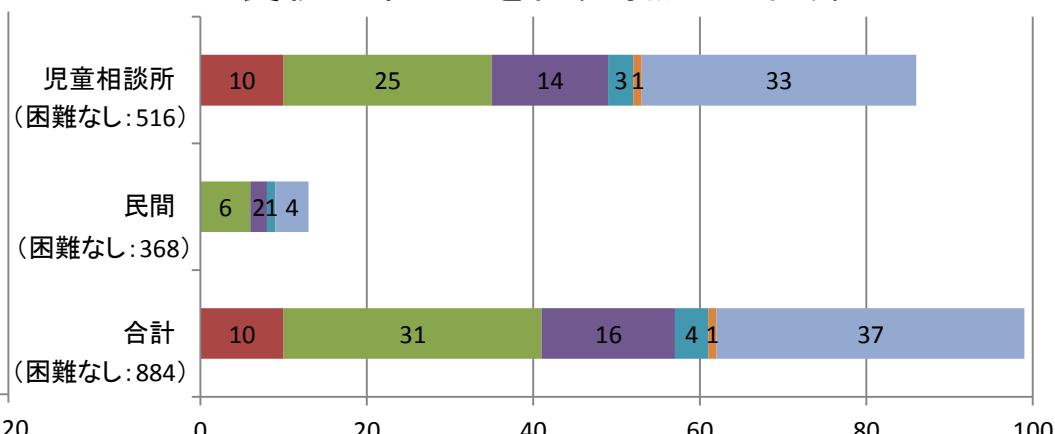
- ・希望する養親候補者が1組しかおらず、複数の養親候補者の中から最善の候補者を選ぶことができなかった
- ・管内の里親に適合者がいなかった
- ・実親が障害を有していた、薬物を使用していた等により、子どもにも障害があるおそれがあった
- ・未熟児のため、障害等のおそれがあった
- ・一度不調になっており、養親候補者に再度不調になることへの不安があった
- ・実親との連絡がとりづらく、養親候補者に審判が長引くのではないかとの不安があった
- ・認知していない父親の同意が不明だった

<養親候補者の養育期間中の困難>



- 児童の問題行動等で養育が困難になった
- 養親候補者の健康上の理由で養育が困難になった
- 養親候補者の生活上の理由で養育が困難になった
- 実親との関係で養育が困難になった
- 養親から家庭裁判所への申立てに時間がかかった
- その他

<養親が申立てを行う時点での困難>



- 実親の同意があるものの、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- 実親の同意があるものの、審判の時に撤回するのではと、養親が不安に感じた
- 実親の同意が不明な状況で、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- 実親が不同意のまま申立てを行うことに、縁組が認められるかどうか養親が不安に感じた
- 実親が不同意のままであり、申立てによって養親の個人情報を実親に知られることを養親が不安に感じた
- その他

【その他の主なもの】

- ・先に特別養子縁組が成立した長男との関係がうまく取れない時期があった
- ・養親候補者のしつけが厳しく、愛着形成が困難だった
- ・養親候補者の養育態度に問題があった
- ・養親候補者の告知が遅れていた

【その他の主なもの】

- ・子どもに障害等が発覚し、養親が養子縁組申請する決意を固めるまで時間がかかった
- ・出産前の母の生活状況(喫煙・飲酒等)が今後子どもの発達に影響を及ぼすか、養親候補者が不安になった
- ・子どもが無戸籍状態であり、手続きに時間を要した
- ・実親が行方不明で、家庭裁判所の実親の同意を得るのに時間を要した
- ・実親が同意を翻した
- ・養親候補者が再婚同士ということもあり、決定に至るまで、長期の試験養育期間を要した

○ 児童相談所又は民間あっせん団体による支援内容(主な意見)

- ・養親候補者は不安を抱きやすかったので、養育不安や家庭裁判所に提出する書類作成について支援を行った
- ・委託後の試し行動に対する不安等が大きかったため、頻繁に家庭訪問し助言等に努めた
- ・養育期間中に実父と名乗る男性(認知なし)が現れ、養親候補者の不安を少しでも取り除くため、家庭裁判所への手続きを遅らせ、養育期間を長くとった
- ・養親となった里親に委託する際は、里親会行事で児童にマッチング対象の里親であることをふせ、顔合わせを行い、様子を見守った
- ・児童相談所や病院等に里親が積極的に相談し、発達障害についての知識を学び、周囲の支援を受けながら養育していく意向を固めた
- ・子どもの成長発達に遅れが出現したため、適応訓練等の必要な支援を行った
- ・里母の体調不良や、里父の転職など、家庭にとって大変な時期もあったが、その都度、児相等が相談に応じ、励ましながら乗り切ることができた
- ・養親と生活する前に、施設で十分な交流を行い、養育の自信を持たせながら委託を進め、同居後も養親をフォローした
- ・試験期間中から市の子育て支援課につなげ養親の相談フォローとして連携をとった

○ 裁判所の最終決定及び「父母の同意がある場合」以外の場合の概要

民法第817条の6 の該当要件	父母の同意 がある場合	父母がその意思を表 示することができない 場合	父母の同意がない場合 で、父母による虐待、悪 意の遺棄である場合	その他養子となる者 の利益を著しく害す る事由がある場合	不明
児童相談所	546件(89.5%)	30件(4.9%)	14件(2.3%)	18件(3.0%)	2件(0.3%)
民間あっせん団体	364件(95.5%)	8件(2.1%)	3件(0.8%)	5件(1.3%)	1件(0.3%)
合計	910件(91.8%)	38件(3.8%)	17件(1.7%)	23件(2.3%)	3件(0.3%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が連携して取り組んだ事案	63件(10.3%)	57件(9.3%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	60件(15.7%)	56件(14.7%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)	連携先の妊娠相談機関
児童相談所が連携して取り組んだ事案	63件(10.3%)	医療機関:47件(74.6%)、民間団体:0件、その他(保健所等):16件(25.4%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	79件(20.7%)	医療機関:79件(100%)

② 普通養子縁組が成立した事案について

- (1) 普通養子縁組が成立した事案は、児童相談所で35件、民間あっせん団体で2件(平成26・27年度計)。
- (2) 普通養子縁組成立時における児童の年齢は、18歳(原則として児童の措置が終了)が10件(27.0%)と最も多く、平均は13歳9ヶ月。
- (3) 養親による監護期間は、平均105ヶ月。(児童相談所における特別養子縁組成立事案では平均19ヶ月)
- (4) 養親と養子の関係は、養育里親が20件(54.1%)で最も多く、次いで養子縁組里親が9件(24.3%)。

○ 普通養子縁組の成立件数

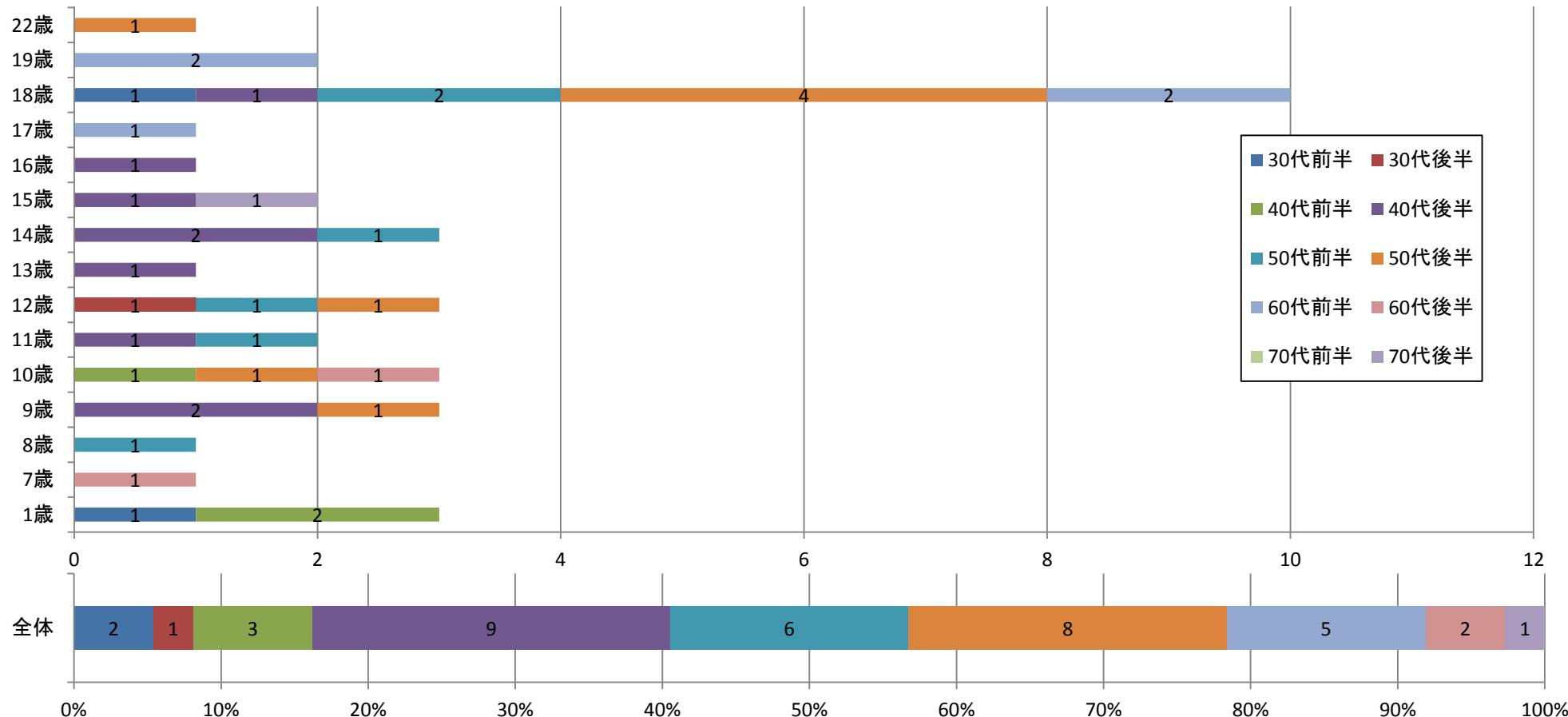
	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	20件	15件	35件
民間あっせん団体	0件	2件	2件
合計	20件	17件	37件

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢

1歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	22歳	合計	平均
3件	1件	1件	3件	3件	2件	3件	1件	3件	2件	1件	1件	10件	2件	1件	37件	13歳 9ヶ月
8.1%	2.7%	2.7%	8.1%	8.1%	5.4%	8.1%	2.7%	8.1%	5.4%	2.7%	2.7%	27.0%	5.4%	2.7%	100%	

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢に応じた養親(年齢が低い方)の年齢との関係

[単位:件]



○ 養親と養子の関係 【複数回答可】

実親を除く親族 〔直系血族に限らず、 親族里親を除く。〕	養子縁組里親 〔養子縁組を前提とした 養育里親を含む。〕	養育里親	親族里親	その他 〔未成年後見人 知人 等〕
3件(8.1%)	9件(24.3%)	20件(54.1%)	1件(2.7%)	5件(13.5%)

○ 普通養子縁組成立時の児童の年齢に応じた監護期間

[単位:月]

	1歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
監護期間	8 (0~13)	72 (72~72)	74 (74~74)	42.5 (11~117)	29 (0~49)	60.5 (10~111)	60 (29~76)	141 (141~141)
	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	平均	
監護期間	120.7 (78~143)	98 (38~158)	147 (147~147)	167 (167~167)	167.5 (98~192)	199.5 (177~222)	105.0	

※数字は平均値(括弧内は最長と最短)

○ 養親が監護を開始する直前の状況 【複数回答可】

実親が養育	親族が養育		他の養親が養育			児童相談所で一時保護	児童養護施設	
	親族	親族里親	養子縁組里親	養育里親	ファミリーホーム		措置	契約
2件 (5.4%)	6件 (16.2%)	1件 (2.7%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (2.7%)	26件 (70.3%)	0件 (0%)

障害児施設		民間あっせん団体				
措置	契約	団体所有施設	認可外保育所等	ベビーシッター	団体関係者宅	その他
1件 (2.7%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が連携して取り組んだ事案	4件 (11.4%)	0件 (0%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	2件 (100%)	0件 (0%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)
児童相談所が連携して取り組んだ事案	0件 (0%)
民間あっせん団体が連携して取り組んだ事案	0件 (0%)

③ 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった事案について

(1) 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった事案は、

- ・児童相談所の事案では、94件。(特別養子縁組が成立した事案は610件)
- ・民間あっせん団体の事案では、123件。(特別養子縁組が成立した事案は381件)

(2) 成立までに生じた困難は、

- ・児童相談所の事案では、「養親候補者は見つかったものの、試験養育に至らなかった事案」が37件(39.4%)、「養親候補者が不存在だった事案」が21件(22.3%)。
- ・民間あっせん団体の事案では、「養親候補者が存在だった事案」が30件(24.4%)、「その他」(実親と音信不通、出産等を契機とした実親の心変わり等)が76件(61.8%)。

(3) 各段階における困難としては、

① 「養親候補者が不存在だった事案」のうち、

- ・児童相談所、民間あっせん団体ともに、「児童の障害等の要因のため希望する養親候補者がいなかった」が最も多かった(23件(45.1%。児童相談所、民間あっせん団体の計))。
- ・民間あっせん団体の事案では、「その他」として、「適当な養親候補者がいなかった」が多かった。

② 「養親候補者が見つかったが、試験養育に至らなかった事案」のうち、

- ・児童相談所の事案では、「実親が不同意を表明している事案」が14件(37.8%)、「実親の同意が不明な事案」が9件(24.3%)。
- ・民間あっせん団体の事案では、「実親の同意が不明だった事案」が7件(46.7%)と最も多かった。

③ 「その他の事案」として、民間あっせん団体の事案では、「出産等を契機として実親が心変わりした」が34件(44.7%)、「実親と連絡が不通となった」が30件(39.5%)。

(4) 現在の措置状況は、

- ・児童相談所の事案では、「児童養護施設」が34件(36.2%)と最も多く、次いで、「他の養育里親に委託」が19件(20.2%)。
- ・民間あっせん団体の事案では、「実親」が44件(35.8%)、「不明」が45件(36.6%)。

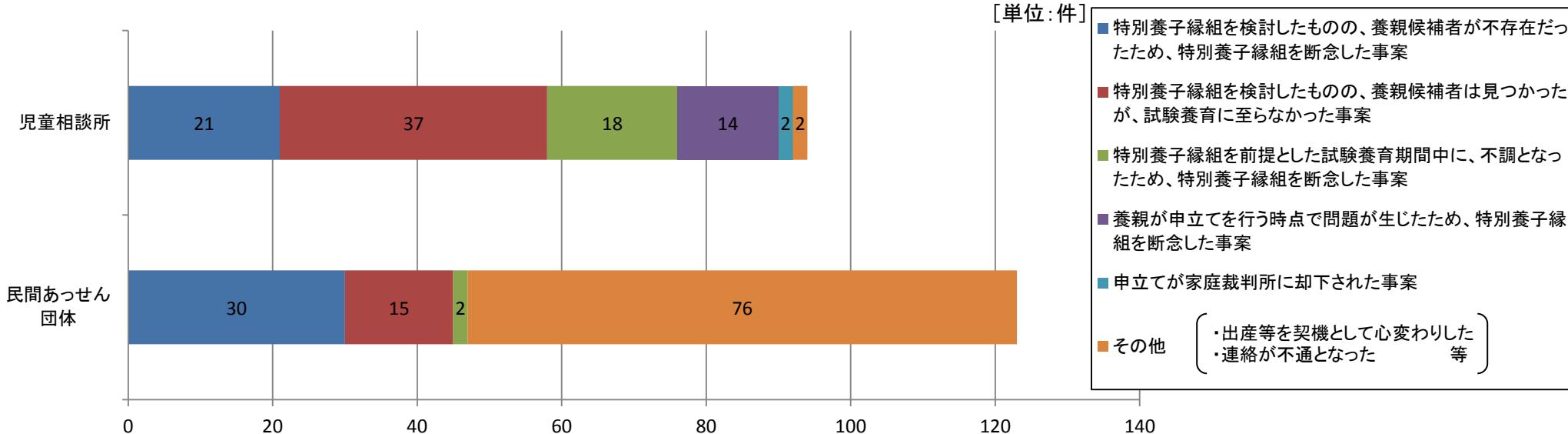
○ 特別養子縁組を検討したものの、特別養子縁組の成立には至らなかった件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	50件	44件	94件
民間あっせん団体	47件	76件	123件
計	97件	120件	217件

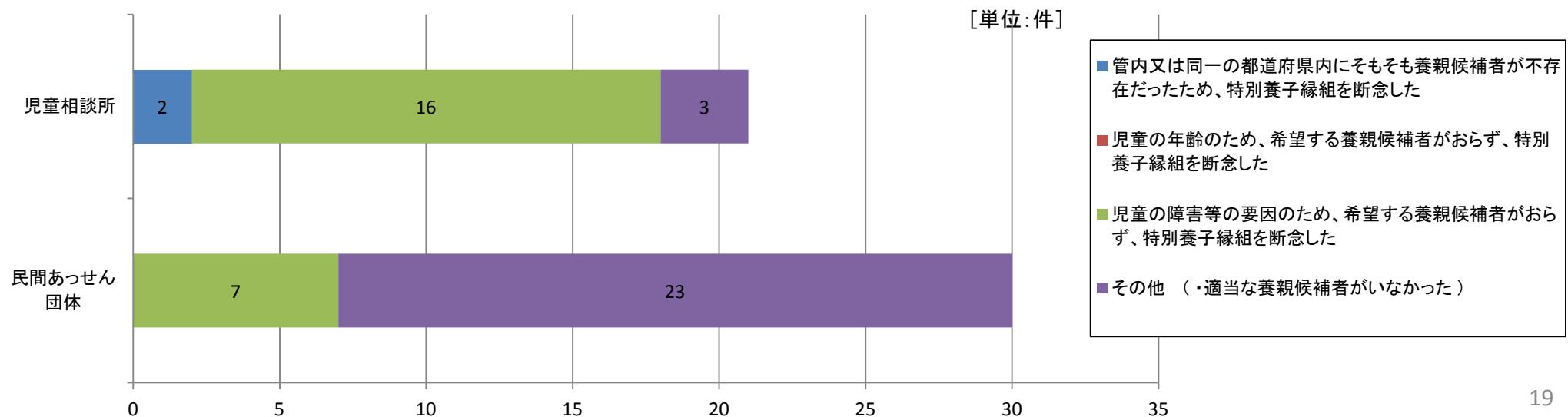
○ 特別養子縁組を検討した時の児童の年齢

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	合計	平均
児童 相談所	42件 (44.7%)	14件 (14.9%)	15件 (16.0%)	10件 (10.6%)	3件 (3.2%)	5件 (5.3%)	2件 (2.1%)	2件 (2.1%)	0件 (0%)	0件 (0%)	94件 (100%)	1歳 1カ月
民間 あっせ ん団体	104件 (84.6%)	8件 (6.5%)	4件 (3.3%)	1件 (0.8%)	2件 (1.6%)	2件 (1.6%)	1件 (0.8%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (0.8%)	123件 (100%)	0歳 6カ月
合計	146件 (67.3%)	22件 (10.1%)	19件 (8.8%)	11件 (5.1%)	5件 (2.3%)	7件 (3.2%)	3件 (1.4%)	2件 (0.9%)	0件 (0%)	1件 (0.5%)	217件 (100%)	1歳 1カ月

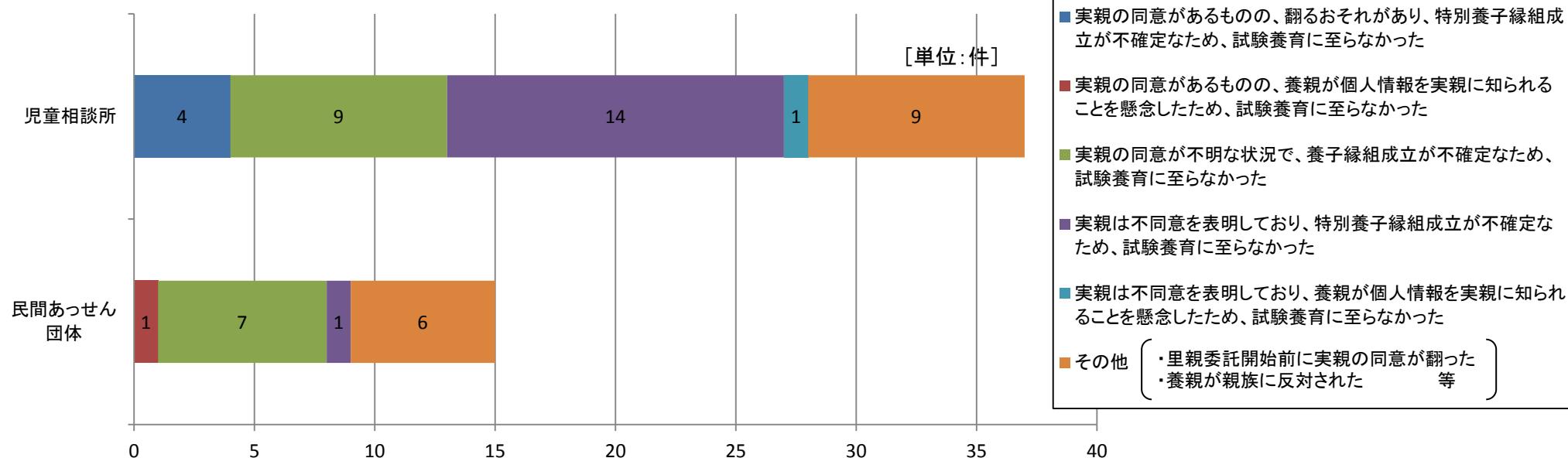
○ 成立までに生じた困難



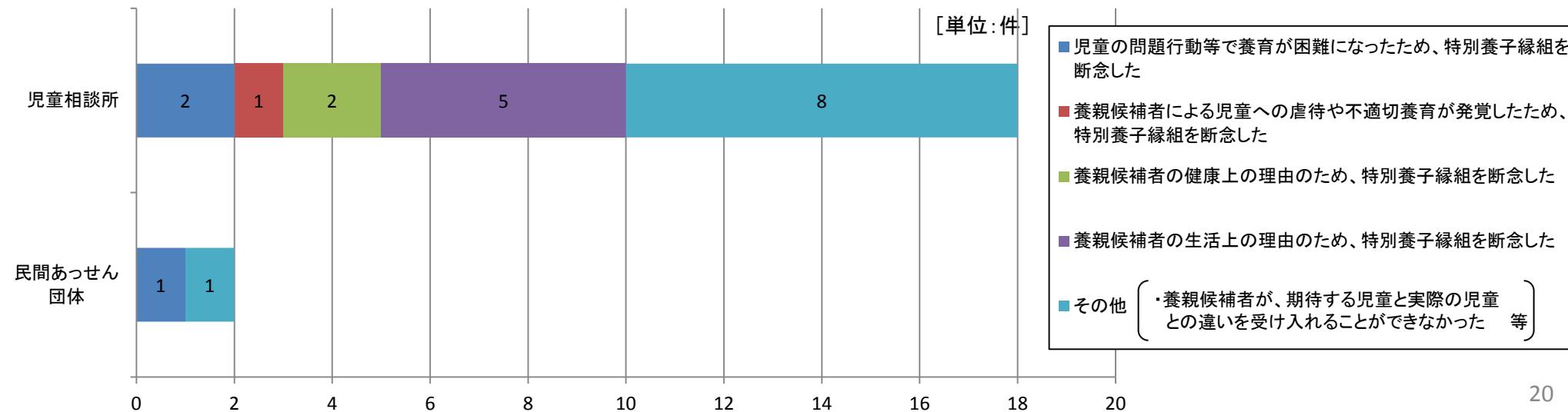
<特別養子縁組を検討したものの、養親候補者が不存在だったため、特別養子縁組を断念した事案>



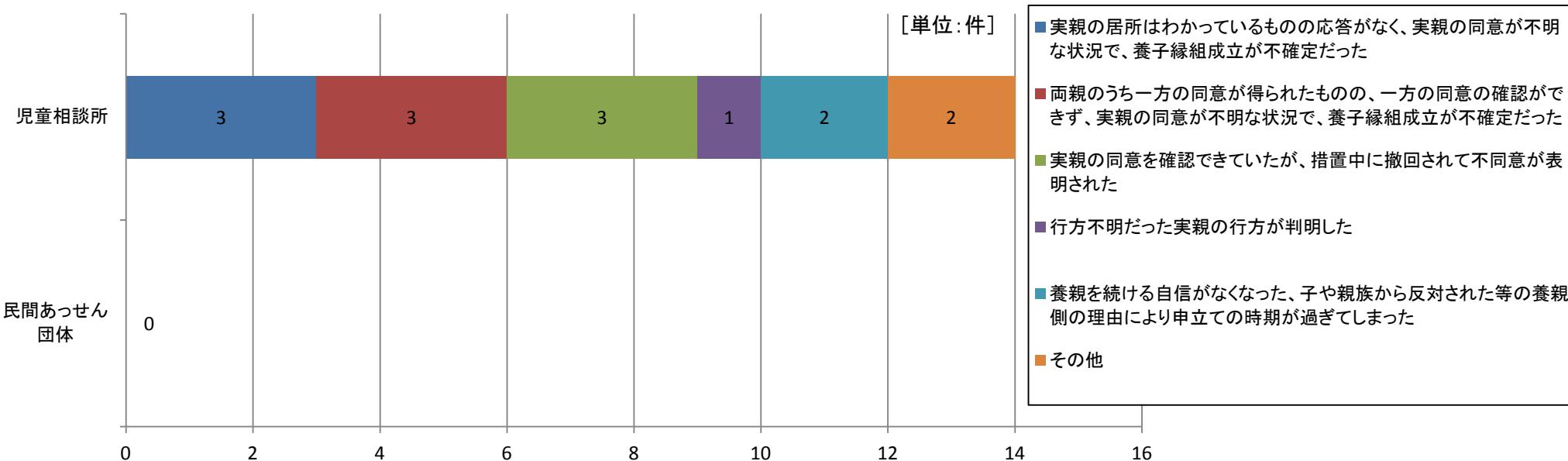
<特別養子縁組を検討したものの、養親候補者は見つかったが、試験養育に至らなかった事案>



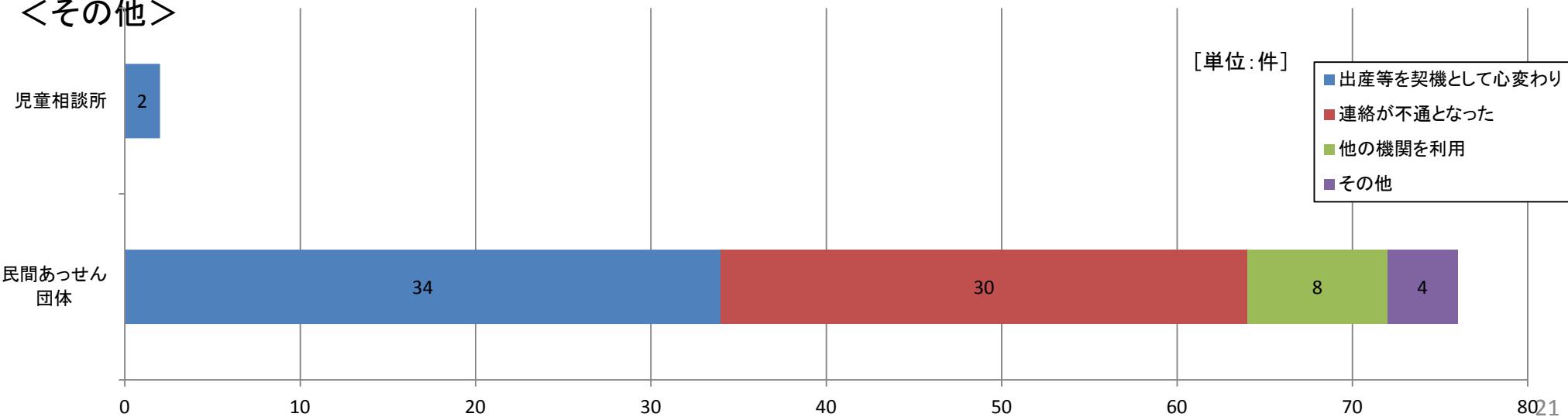
<特別養子縁組を前提とした試験養育期間中(試験養育期間前の実習や外泊も含む。)に、不調となつたため、特別養子縁組を断念した事案>



<養親が申立てを行う時点で問題が生じたため、特別養子縁組を断念した事案>



<その他>



○ 現在の措置状況 【複数回答可】

	親族が養育			養親候補者が 引き継ぎ養育		他の養親が養育				児童養 護施設 に入所	不明	その他
	実親	親族	親族 里親	普通養子 縁組成立	引き継ぎ 委託	特別養 子縁組 成立	普通養 子縁組 成立	養子縁 組里親 に委託	養育里 親に委 託			
児童 相談所	8件 (8.5%)	0件 (0%)	1件 (1.1%)	3件 (3.2%)	12件 (12.8%)	5件 (5.3%)	0件 (0%)	9件 (9.6%)	19件 (20.2%)	34件 (36.2%)	0件 (0%)	3件 (3.2%)
民間あっ せん団体	44件 (35.8%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	3件 (2.4%)	0件 (0%)	3件 (2.4%)	11件 (8.9%)	17件 (13.8%)	45件 (36.6%)	0件 (0%)

○ 他の児童相談所又は民間あっせん団体との連携

	他の児童相談所	他の民間あっせん団体
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	3件(3.2%)	9件(9.6%)
民間あっせん団体が 連携して取り組んだ事案	41件(33.3%)	1件(0.8%)

○ 妊娠相談機関との連携

	件数(割合)	連携先の妊娠相談機関
児童相談所が 連携して取り組んだ事案	7件(7.4%)	医療機関:4件(57.1%)、民間団体:0件(0%)、 その他:3件(42.9%)
民間あっせん団体が 連携して取り組んだ事案	5件(4.1%)	医療機関:1件(20.0%)、民間団体:0件(0.0%)、 その他:4件(80.0%)

④ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案について

- (1) 特別養子縁組を選択肢として検討すべき(※)であるものの、特別養子縁組に関する障壁により特別養子縁組が行えていない事案は、298件。
※ 長年にわたって親との面会交流がない児童、将来的にも家庭復帰が見込まれない児童等
- (2) 社会的措置をとった時の児童の年齢については、
・ 平均3歳8ヶ月、5歳以下は234件(78.5%)。
・ 6歳以上は64件(21.5%)。
- (3) 障壁となっている事由としては、「実親の同意要件」が205件(68.8%)で最も多く、次いで「年齢要件」が46件(15.4%)。

○ 選択肢として特別養子縁組を検討すべきと考えられる件数

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	140件	148件	288件
民間あっせん団体	3件	7件	10件
計	143件	155件	298件

○ 社会的養護措置をとった時の児童の年齢

<児童相談所>

[単位:件]

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	合計	平均
105	27	32	40	12	9	11	4	3	8	7	7	7	3	4	3	4	1	1	288	3歳8ヶ月
36.5%	9.4%	11.1%	13.9%	4.2%	3.1%	3.8%	1.4%	1.0%	2.8%	2.4%	2.4%	2.4%	1.0%	1.4%	1.0%	1.4%	0.3%	0.3%	100%	

<民間あっせん団体> 0歳が8件、1歳、7歳が1件ずつ。平均1歳0ヶ月。

○ 現在の措置状況

	養育里親	親族里親	児童養護施設 (乳児院を含む。)	民間団体	その他
児童相談所	66件(22.9%)	2件(0.7%)	212件(73.6%)	0件(0%)	8件(2.8%)
民間あっせん団体	0件(0%)	0件(0%)	7件(70.0%)	0件(0%)	3件(30.0%)
合計	66件(22.1%)	2件(0.7%)	219件(73.5%)	0件(0%)	11件(3.7%)

【他の主なもの】

- ・障害児施設
- ・ファミリーホーム
- ・年齢により里親委託が解除

○ 実親の養子縁組に関する同意の状況

	有	無	意思表出不能 (障害等)	未打診	打診不能 (行方不明等)
児童相談所	44件(15.3%)	99件(34.4%)	12件(4.2%)	81件(28.1%)	52件(18.1%)
民間あっせん団体	4件(40.0%)	3件(30.0%)	2件(20.0%)	0件(0%)	1件(10.0%)
合計	48件(16.1%)	102件(34.2%)	14件(4.7%)	81件(27.2%)	53件(17.8%)

○ 児童本人の養子縁組に関する同意の状況

	有り	無し	未打診
児童相談所	3件(1.0%)	1件(0.3%)	284件(98.6%)
民間あっせん団体	0件(0%)	0件(0%)	10件(100%)
合計	3件(1.0%)	1件(0.3%)	294件(98.7%)

○ 養親候補者の有無

	有り	無し	未打診
児童相談所	55件(19.1%)	29件(10.1%)	204件(70.8%)
民間あっせん団体	1件(10.0%)	2件(20.0%)	7件(70.0%)
合計	56件(18.8%)	31件(10.4%)	211件(70.8%)

○ 障壁となっているもの 【複数回答可】

	年齢要件	実親の同意要件	養親候補者 の不存在	養親の個人情報 開示	その他
児童相談所	46件(16.0%)	197件(68.4%)	35件(12.2%)	3件(1.0%)	31件(10.8%)
民間あっせん団体	0件(0%)	8件(80.0%)	1件(10.0%)	0件(0%)	3件(30.0%)
合計	46件(15.4%)	205件(68.8%)	36件(12.1%)	3件(1.0%)	34件(11.4%)

【他の主なもの】

- ・児童に障害がある(発達性のものを含む。)
- ・養親候補者が申立てを行うのに時間を要している
- ・高齢の兄弟が将来的に引き取りを希望している
- ・兄弟で同じ措置を講ずることが妥当である
- ・親族の同意が得られない

○ 特別養子縁組を検討すべきであると考える理由(主な意見)

- ・実親が行方不明、又は長期間実親との交流がない。
- ・実親は家庭引き取りを希望しているものの、ほとんど面会交流がない。
- ・実親は既に婚姻して新たな家庭を築いており、子どもを引き取る意思がない。
- ・実親に精神疾患等、養育環境の問題があり、家庭復帰は望めない状況にある。
- ・上の兄や姉も全て児童養護施設等へ入所中であり等であり、家庭での適切な養育が期待できない。

⑤ 特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた事案について

- (1) 特別養子縁組成立後に問題が生じた事案について、養子縁組成立時の児童の年齢が3歳から7歳で問題発生率(※)が10%以上。
(3歳が14件(問題発生率19.4%)と最も問題発生率が高く、6歳が7件(同17.5%)、7歳が4件(同15.4%))
(※)平成26・27年度の特別養子縁組成立件数に対する、特別養子縁組成立後(平成25年度以前に特別養子縁組が成立した場合を含む。)、平成26・27年度に問題が生じた事案の割合。
- (2) 対応時の児童の年齢は、特別養子縁組では、11～14歳の思春期頃の年齢で22件(37.9%)。
- (3) 特別養子縁組成立後に生じた問題の内容は、児童相談所の事案では「児童の問題行動」が20件(42.6%)と最も多かった。
- (4) 特別養子縁組事案の児童相談所における対応の内容は、「相談支援」が36件(76.6%)と最も多く、次いで「一時保護」が7件(14.9%)、「施設入所」が5件(10.6%)。
- (5) (4)の対応の結果(現在の措置状況)は、
 - ・ 児童相談所の事案では、「養親が引き続き養育を続けている」が36件(76.6%)、「児童養護施設に入所」が7件(14.9%)、「一時保護」が1件(2.1%)。
 - ・ 民間あっせん団体の事案では、「養親が引き続き養育を続けている」が15件(93.7%)、「児童養護施設に入所」が1件(6.3%)。
- (6) 普通養子縁組成立後に問題が生じた事案は、5件であった。

○ 特別養子縁組又は普通養子縁組の成立後に、養親による養育困難の訴えや虐待等の問題が生じた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	15件	4件	27件	1件	42件	5件
民間あっせん団体	5件	0件	11件	0件	16件	0件
計	20件	4件	38件	1件	58件	5件

○ 養子縁組成立後に問題が生じた事案における、養子縁組成立時の児童の年齢

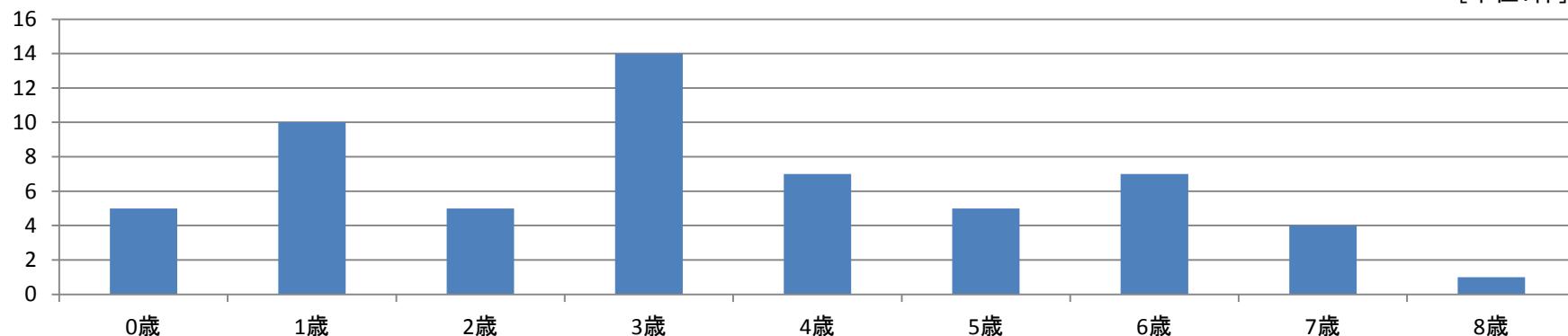
<特別養子縁組>

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	合計	平均
件数	5件	10件	5件	14件	7件	5件	7件	4件	1件	58件	3歳 11ヶ月
問題発生率	1.3%	4.1%	4.8%	19.4%	13.2%	10.0%	17.5%	15.4%	7.7%	5.9%	
(参考)平成26・27年度の特別養子縁組成立件数	389件	242件	104件	72件	53件	50件	40件	26件	13件	991件	

<普通養子縁組> 4歳、8歳、9歳、10歳、12歳で1件ずつ。平均9歳2ヶ月。

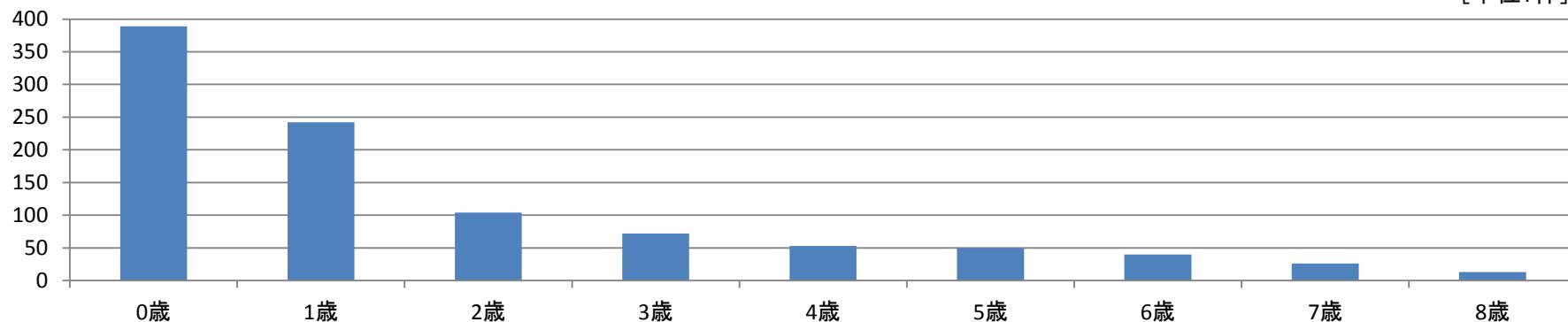
【参考:養子縁組成立後に問題が生じた事案について特別養子縁組成立時の児童の年齢】

[単位:件]



【参考:平成26・27年度の特別養子縁組成立事案における、特別養子縁組成立時の児童の年齢】

[単位:件]



○ 養子縁組成立後に問題が生じた事案における、対応時の児童の年齢

<特別養子縁組>

[単位:件]

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	合計	平均
2	2	4	2	1	3	1	4	5	1	5	7	5	5	3	2	1	3	1	1	58	10歳 5ヶ月
3.4%	3.4%	6.9%	3.4%	1.7%	5.2%	1.7%	6.9%	8.6%	1.7%	8.6%	12.1%	8.6%	8.6%	5.2%	3.4%	1.7%	5.2%	1.7%	1.7%	100%	

<普通養子縁組> 9歳、11歳、12歳、13歳、14歳で1件ずつ。平均11.8歳。

○ 養子縁組成立前の養親と養子の関係

		実親を除く親族 (直系血族に限らず、 親族里親を除く。)	養子縁組里親 (養子縁組を前提とした養育里親を含む。)	養育里親	親族里親	その他
児童相談所		0件(0%)	33件(70.2%)	12件(25.5%)	0件(0%)	2件(4.3%)
民間あっせん団体		0件(0%)	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)
合計		0件(0%)	49件(77.8%)	12件(19.0%)	0件(0%)	2件(3.2%)

○ 生じた問題の内容 【複数回答可】

	児童の問題行動 があった	児童の病気や障害 が明らかになった	養親から養育困 難の訴えがあった	養親等による虐 待があった	その他
児童相談所	20件(42.6%)	8件(17.0%)	10件(21.3%)	6件(12.8%)	8件(17.0%)
民間あっせん団体	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

【他の主なもの】

- ・養親が離婚した
- ・真実告知に係る相談があった

○ 対応の内容 【複数回答可】

	相談支援	一時保護	施設入所	親権の制限	その他
児童相談所	36件(76.6%)	7件(14.9%)	5件(10.6%)	0件(0%)	0件(0%)
民間あっせん団体	16件(100%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)	0件(0%)

○ 対応の結果(現在の状況) 【複数回答可】

	親族が養育	養親が引き 続き養育	他の養親が 養育	児童相談所 で一時保護	児童養護施 設に入所	民間団体の もとで養育	その他
児童相談所	0件 (0%)	36件 (76.6%)	0件 (0%)	1件 (2.1%)	7件 (14.9%)	0件 (0%)	3件 (6.4%)
民間あっせん 団体	0件 (0%)	15件 (93.7%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (6.3%)	0件 (0%)	0件 (0%)

⑥ 子どもの出自に関する情報提供等について

- (1) 資料は、紙のみ(45.0%)又は紙と電子媒体の両方(54.1%)で保存され、児童相談所63.6%、民間あっせん団体84.2%が永年で保存していた。
- (2) 子どもから出自に関する情報の提供を求められた事案は38件あり、そのうち32件(84.2%)において、一部の情報を提供していた。
- (3) 実親から養子に関する情報の提供を求められた事案は50件あり、そのうち48件(96.0%)において、一部の情報を提供していた。

○ 特別養子・普通養子に関する資料の保管方法等

	特別養子縁組と普通養子縁組の相違		資料の保管方法			明文化されたルール※1	
	あり	なし	紙のみ	電子媒体のみ	両方	あり	なし
児童相談所	15 (7.2%)	194 (92.8%)	94 (45.0%)	0 (0.0%)	115 (55.0%)	105 (50.2%)	104 (49.8%)
民間 あっせん団体※2	0 (0.0%)	19 (100.0%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	8 (42.1%)	11 (57.9%)

(※1) 文書保存に関する総則的な規定のほか、運用上の養子縁組に関する資料の保管方法等における明文化されたルールの有無

(※2) 民間あっせん団体1団体が未回答

<保存期間>

	30年	永年	その他
児童相談所	25(12.0%)	133(63.6%)	51(24.4%)
民間あっせん 団体※2	0(0.0%)	16(84.2%)	3(15.8%)

【他の主なもの】

・子どもが25歳になるまで

・子どもが40歳になるまで

・子どもが50歳になるまで

・終結後5年

・長期間

○ 子どもから出自に関する情報の提供を求められた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	8件	2件	7件	2件	15件	4件
対忾 (一部でも提供)	7件 (83.3%)	2件 (100%)	3件 (40.0%)	2件 (100%)	10件 (63.6%)	4件 (100%)
対忾 (一切提供せず)	1件 (16.7%)	0件 (0%)	4件 (60.0%)	0件 (0%)	5件 (36.4%)	0件 (0%)
民間あっせん団体	4件	6件	5件	4件	9件	10件
対忾 (一部でも提供)	3件 (75.0%)	6件 (100%)	5件 (100%)	4件 (100%)	8件 (88.9%)	10件 (100%)
対忾 (一切提供せず)	1件 (25.0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	1件 (11.1%)	0件 (0%)
計	12件	8件	12件	6件	24件	14件

○ 具体的な対忾

児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 養子縁組することになった経緯及び戸籍等で確認し得る情報について提供した。 生みの母に会いたいとの申し出であったので、従前の戸籍をたどって実母の所在を探す方法を教示した。 実親に会いたいとの申出だったが、会うには児童の年齢では時期尚早と判断したため、新たな情報提供はしなかった。 実親が行方不明で、児童への情報提供に関する同意を得られなかつたため、実親に関する情報は提供できなかつた。 実親・養親の双方にとって知られたくない個人情報であったことから、同意がないと照会には対忾できないなどの説明を行つた上で理解を得た。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> 実親の本籍地の区役所に出かけ、戸籍謄本の請求した。 実親の同意が無かつたため、養子になった経緯を口頭で説明し、ルーツを探る方法についても説明した。 児童相談所の記録から実親の養育できなかつた理由のみ説明。 子どもがまだ小学生のため情報提供は行わなかつた。

○ 伝える上での留意点(主な意見)

- ・ 養親による告知がどこまでされているか、養親にも面接し確認のうえ、本人が何を知りたいのか、どうして知りたいのか確認し、実親が拒否することもある旨を本人と一緒に考えた上で対応した。
- ・ 児童の「知りたい」という訴えがどのようなことをどのような理由で知りたいのか、きちんと把握すること。また、実親と会う場合には、必ずしも実親の生活状況が安定しているとは限らないため、児童自身がそのことを受け止められるくらい成長していることが必要と考える。
- ・ 実親とは法律上親子ではなくなっているため、必ず実親の現住所まで辿れるかということは約束はできないことや、実親の現状が期待通りでないこともあるということも伝えておく必要がある。
- ・ 身分証明書により本人確認し、本人が取得可能な情報のみ閲覧とした。
- ・ 推測を交えないよう、記録にある内容のみ淡々と回答した。
- ・ 養子には記録と資料に基づく客観的な情報提供に努めた。
- ・ 必ず実母と連絡を取れる保証はないこと、すでに他界している可能性もあることなど、期待する通りの結果がもたらされないことを説明し、理解を得たうえで、実母の居所探し支援を開始した。

○ 養親による真実告知(主な意見)

- ・ 養親からの真実告知はなく、子どもが母子手帳を確認したり、仕事の関係で戸籍を確認したりして初めて養子であることを知った。
- ・ 養親は児童を委託直後から真実告知を行っており、児童も自身の経緯については年齢相応の理解をしている。子どものルーツ探しには、真実告知は不可欠であり、里親には真実告知からルーツ探しまでに協力いただけるように研修中から説明をしている。
- ・ 幼少期より血のつながりはないが大切な家族であると伝えており、事情は大きくなったら一緒に児童相談所に聞きに行こうと説明していた。
- ・ 幼児期より養子であることについての真実告知は隨時行っていた。(実親の情報提供はせず。)
- ・ 4歳での委託のため、委託時より本人の理解があった。

○ 実親から養子に関する情報の提供を求められた件数

	平成26年度		平成27年度		合計	
	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組	特別養子縁組	普通養子縁組
児童相談所	1件	0件	3件	0件	4件	0件
対応 (一部でも提供)	0件 (0%)	0件 (0%)	2件 (66.7%)	0件 (0%)	2件 (50.0%)	0件 (0%)
対応 (一切提供せず)	1件 (100%)	0件 (0%)	1件 (33.3%)	0件 (0%)	2件 (50.0%)	0件 (0%)
民間あっせん団体	24件	1件	18件	3件	42件	4件
対応 (一部でも提供)	24件 (100%)	1件 (100%)	18件 (100%)	3件 (100%)	42件 (100%)	4件 (100%)
対応 (一切提供せず)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)
計	25件	1件	21件	3件	46件	4件

○ 具体的な対応

児童 相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・養親の同意のもと、年に1回、子どもの写真を実親に提供(養親の姿は写っていないもの)。 ・養親の同意のもと、実親から不定期に電話で問い合わせがあった場合、健康状態等を口頭で伝えている。 ・養親はかまわないとこと意向であったが、特別養子縁組は法的に実親との縁を切るというものであり、成立後も実親と継続的にやりとりをしていくことは望ましくないことから、情報提供は行わなかった。 ・法律上は親子でなくなっているため、答えられないと返答した。 ・生育経過についてのみ伝えた。
民間 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が6歳に到達するまで、養親が承諾をし、実親が希望した場合のみ養子の写真と短文でどのような成長をしたか(好きな食べ物、好きな遊び、教科など)のみを伝えている。 ・養親の同意があったため、養子となった者の写真・健康状態、生活状況、養親との関わりが良好であることを伝えた。

⑦ 特別養子縁組又は普通養子縁組成立後の養親・養子・実親に対する継続的な支援について

- (1) 必要と考えられる養子縁組成立後の養親・養子・実親に対する継続的な支援について、「真実告知に関する助言や相談体制の整備、記録の管理」、「縁組家庭の孤立防止支援(他の里親家庭との交流、定期的な家庭訪問、サロン等)」、「思春期等の子どもの成長段階に応じた養育に関する助言等」といった意見があった。
また、「子ども・子育て支援関係の相談窓口の紹介や市町村の保健師、児童担当との連携」といった意見もあった。
- (2) 現在行っている支援について、
- ① 養親に対する支援は、
 - ・ 児童相談所では、「里親研修や里親会活動」、「問題行動、発達の遅れ等、養育に関する相談に応じる」、「定期的な家庭訪問」、「真実告知に関する助言」が多かった。
 - ・ 民間あっせん団体では、「交流会」、「子育て、真実告知、健康面での相談に応じる」、「実親と養子の手紙、写真、プレゼントの仲介」が多かった。
 - ② 養子に対する支援は、
 - ・ 児童相談所では、「家庭訪問による養育状況確認」、「発達面での検査」が多かった。
 - ・ 民間あっせん団体では、「養子同士の交流やレクリエーション」、「ルーツ探しへの対応」が多かった。
 - ③ 実親に対する支援では、
 - ・ 児童相談所では、「行っている支援無し」が多かった。
 - ・ 民間あっせん団体では、「自立支援」、「実親と養子の手紙、写真、プレゼントの仲介」、「メンタルケア」が多かった。

○ 必要と考えられる支援の主なもの

- ・ 地域で孤立しないことや、真実告知の際の養子への対応方法など、相談しやすい体制作り
- ・ 真実告知を行う時期及び方法や、思春期の対応、ルーツ探しの方法等の相談を受けるシステム作り
- ・ 特別養子縁組成立後も継続して児童相談所や里親支援機関が支援できる体制作り(里親会への継続加入を勧める等)
- ・ 一般的な子育て相談に加え、養子であるため家族病歴や遺伝的要因についてわからないことが多く、養子縁組親子であることを理解したうえでの相談が気軽にできること

○ 現在行っている支援の有無の割合、主な支援内容

<特別養子縁組>

	養親	養子	実親
児童相談所	115(55.0%)	85(40.7%)	9(4.3%)

【主な支援内容】

- ・ 真実告知の際の支援やフォロー、ルーツ探しの際の支援。
- ・ 児相内で里親サロン(交流の場)を実施し、座談会、交流行事、講演等を開催。乳児院の里親支援専門員が参加し、必要な助言に当たっている。児童も参加し交流を図っている。
- ・ 特別養子縁組成立後も里親登録をされている里親家庭に対しては、年1回家庭訪問し、養育の支援を行っている。

	養親	養子	実親
民間あっせん団体	15(75.0%)	12(60.0%)	13(65.0%)

【主な支援内容】

- ・ 養育に関する相談、真実告知、思春期、ルーツ探しなどの相談に、訪問、電話、メールなどで随時対応。
- ・ 年に1回、養親が集う会を開催しているし、情報共有や先輩養親の話を聞ける場を提供している。
- ・ 子ども同士の交流、レクレーションへの参加、ルーツ探しへの対応、生い立ちの受容への援助。
- ・ 実親が希望すれば、養子の近況を伝えたり、手紙やプレゼントの受け渡しの仲介を担うことあり。

<普通養子縁組>

	養親	養子	実親
児童相談所	34(16.3%)	26(12.4%)	3(1.4%)
【主な支援内容】			

・ 養子縁組が成立した後は、一般的な養育相談として対応。養親から相談があった場合に支援を実施している。養親が里親登録を継続している場合は、家庭訪問等を行い世帯状況等の確認を行うなど、引き続き支援を行っている。
・ 月2回、児相内で里親サロン(交流の場)を実施し、座談会、交流行事、講演等を開催。乳児院の里親支援専門員が参加し、必要な助言に当たっている。児童も参加し交流を図っている。

	養親	養子	実親
民間あっせん団体	4(20.0%)	4(20.0%)	2(10.0%)
【主な支援内容】			

・ 養育に関する相談、真実告知、思春期、ルーツ探しなどの相談に、訪問、電話、メールなどで隨時対応。
・ 家庭訪問、里親サロンへの参加、研修会、講座、レクレーション、交流会などへの参加。
・ ルーツ探し支援(養子が成人年齢に達していることを条件とする。)* 養子が未成年者の場合は、養親からの依頼を受けて、情報提供等の支援を行う。

○ 養子縁組成立事案のうち、実際に支援が行えている者の割合

<特別養子縁組>

	0%	1～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～99%	100%
児童相談所	5	6	1	16	2	2	24
民間あっせん団体	2	0	0	1	0	2	3

<普通養子縁組>

	0%	1～19%	20～39%	40～59%	60～79%	80～99%	100%
児童相談所	13	0	0	0	0	0	11
民間あっせん団体	1	0	0	0	0	0	1

○ 支援が行えなかった事案があった児童相談所・民間あっせん団体の数及びその理由

児童相談所	15(7.2%)
民間団体	8(42.1%)

【支援を行えなかった理由(主な意見)】

- ・ 里親会会員を対象にした案内(支援)であるため、里親会を退会した場合、継続的な支援を行えない。
- ・ 縁組成立後に児童相談所の関わりを望まれない養親は登録削除を希望される。登録を削除すると研修やサロンの案内もできない。
- ・ 児相が訪問等で関与することで、養子に不必要的刺激を与えたくないとの理由で養親から支援を拒まれた。
- ・ 当団体から送付している月刊紙が、転居先不明により返送されることはある(民間あっせん業者)

⑧ 特別養子縁組の利用促進のための養親の確保等について

○ 専従組織の有無(児童相談所)

有り	57(15.6%)	無し	152(84.4%)
----	-----------	----	------------

○ 養親候補者の確保の方法(主な意見)

児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・ 里親登録時に希望を聞きながら対応しており、里親制度の普及を図る中で確保することとしている。・ 一般県民向けに「里親入門講座」を開催して里親制度の広報啓発や里親への研修を行っている。・ 特別様子縁組に特化した取り組みは行っておらず、養育里親の中で特別養子縁組を希望する中で確保している。・ 里親養育体験発表会の開催、管内市発行の広報誌掲載、大型商業施設での広報活動。
民間団体	<ul style="list-style-type: none">・ 広告。口コミ紹介。HP情報発信。説明会の開催。メディアを見てこちらへコンタクトその他。・ 10月の里親月間に「里親制度をすすめるための講演とシンポジウム」を開催し、市民への啓発を行い、養子縁組にも関心のある市民への働きかけをしている。・ 養親は、医療機関、児相から紹介されている。又、口コミ(インターネットの書き込みをみて)などで申込んでくる。

○ 養親候補者の確保のために必要なもの(主な意見)

児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・ 正確な情報提供、基礎的な養育知識・経験を持った特別養子縁組目的を希望する里親希望者の開拓。・ 年齢の高い子どもを育てる不安をもつ養親を支える相談体制、地域(市町村等)の協力。・ 年少児の養子縁組希望者及び養育里親希望者への年長児の受託や養子縁組の可能性にかかる説明と相談。
民間団体	<ul style="list-style-type: none">・ 年長の養子を受け入れるには、養子の生育歴の理解、試し行動に愛情と忍耐をもって付きあう養親としての質の高さが求められる。養子が自分の出自を受け止められる家族の在り方を、法人スタッフも一緒に模索していく必要があると考えている。・ きちんとした養親の心構えを伝え、登録の条件として明記することで、覚悟のある養親が申し込んでくる。

○ 養親候補者をよりよく知るための工夫の有無及び主な方法

児童相談所(※)	有り	100(57.0%)	無し	109(43.0%)
民間団体	有り	18(90.0%)	無し	2(10.0%)

(※) 児童相談所では、養子縁組里親の登録時に研修を行うこととしているため、独自の工夫の有無の割合

児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親認定にあたり家庭訪問調査を実施。年3回実施している里親研修会や毎月実施している里親サロンへの参加を案内している。 ・ 里親支援機関による、宿泊を伴う養育体験。 ・ 申請書提出から、調査・面談の機会を複数回設けることにより、養親の人柄を正確に把握出来るように対応している。
民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養親ご夫婦と赤ちゃんが同室で2泊3日の教育入院として育児体験指導。 ・ ワーカーによる面接を重ねる、事前研修の実施(講義だけでなく、ディスカッションやロールプレイなどの導入)、保育ボランティアなどで子どもとの関わりの様子を見る。 ・ すでに養子縁組で児童を迎えた養子縁組ファミリーによるピア。医療施設で入院して行う、医療従事者による新生児育児研修。

○ 現行の特別養子縁組制度の問題点(主な意見)

- ・ 養子縁組制度の社会的な理解はまだ進んでおらず、偏見を持ってみられることが大きな問題である。
- ・ 養親の個人情報が実親に知られる。年齢制限があるため実父母が同意しても申立が不可となる場合がある。
- ・ 養親は特別養子縁組を強く希望しているため、希望する児童年齢がどうしても5歳未満になってしまう。
- ・ 特別養子縁組の児童の年齢制限をもう少し高くすれば、もっと多くの児童が養子縁組に繋がる。
- ・ 相談に入る時点で、50歳をすぎている方も多く、50歳を過ぎても小さい子や新生児との縁組を希望している。子どもの将来を考えると養父母の健康・経済面に不安があるが、希望者は感じておらず「赤ちゃん」をほしがること。
- ・ 養子縁組以前に要保護児童の保護者が施設入所に同意しても里親委託に同意しないケースが多い印象。同様に特別養子縁組について親の同意を得ることが困難。
- ・ 児童相談所や施設、民間あっせん団体などの関係機関の連携(児童相談所間において特別養子縁組に対する温度差がある)。